

平成 27 年度事業
特別管理産業廃棄物排出・処理状況調査報告書
平成 25 年度実績値

平成 28 年 3 月

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

目 次

I. 調査概要	1
1. 調査目的	1
2. 調査期間	1
3. 調査実施機関	1
4. 調査項目	1
II. 調査方法	2
1. アンケート調査による基本データの収集	3
1-1 調査対象	3
1-2 アンケート調査の調査票	5
2. 特別管理産業廃棄物排出量の推計	6
2-1 業種区分変更	8
2-2 中分類への按分方法	8
2-3 特別管理産業廃棄物排出量の年度補正方法	10
2-4 原単位法による推計方法	12
3. 特別管理産業廃棄物の処理量の算出方法	14
III. 調査結果	17
1. アンケート調査結果	17
2. 特別管理産業廃棄物排出量の推計結果	18
3. 特別管理産業廃棄物処理量の推計結果	28
3-1 特別管理産業廃棄物の処理状況	28
3-2 特別管理産業廃棄物の再生利用量、減量化量、最終処分量	31
4. 特別管理産業廃棄物と産業廃棄物との比較	37
4-1 業種別排出量	37
4-2 種類別排出量	38
4-3 地域別排出量	39
4-4 処理処分状況	40
IV. まとめ	41
1. 特別管理産業廃棄物の業種別排出量の比較	41
2. 特別管理産業廃棄物の種類別排出量の比較	42
3. 特別管理産業廃棄物の地域別排出量の比較	43

資 料 編

I. 産業廃棄物排出・処理状況調査アンケート調査票及び記入要領	45
II. 活動量指標全国合計値	61
III. 特別管理産業廃棄物の種類別処理状況フロー	65

1. 調査概要

1. 調査目的

産業廃棄物問題の解決に向けて、行政施策の積極的な推進や、排出事業者の迅速かつ適正な対応が社会的に広く求められているところである。しかし今日、社会情勢の変化や技術の進歩といった特別管理産業廃棄物を取り巻く状況は著しい変化を続けており、行政施策の推進にあたっては、特別管理産業廃棄物の排出及び処理実態の正確な把握が必要不可欠である。

こうしたことから、本調査は、特別管理産業廃棄物処理行政の推進に関する基礎資料を得ることを目的として実施している。

2. 調査期間

自 平成 27 年 6 月

至 平成 28 年 3 月

3. 調査実施機関

本調査は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課の企画に基づき、一般社団法人環境情報科学センターが、環境省の請負業務として実施した。

4. 調査項目

(1) 特別管理産業廃棄物排出量

平成 25 年度における特別管理産業廃棄物排出量について、都道府県別に調査・推計し、特別管理産業廃棄物の種類別、業種別に特別管理産業廃棄物排出量を推計した。

(2) 特別管理産業廃棄物処理状況

平成 25 年度における特別管理産業廃棄物の再生利用量、中間処理量、最終処分量等の処理状況について、都道府県別に調査・推計し、種類別に特別管理産業廃棄物処理状況を推計した。

II. 調査方法

本調査は統計法に基づく一般統計調査として行った。調査方法は図－II・1のフローに従って、次の（１）（２）（３）の手順で行った。

（１）基本データの収集

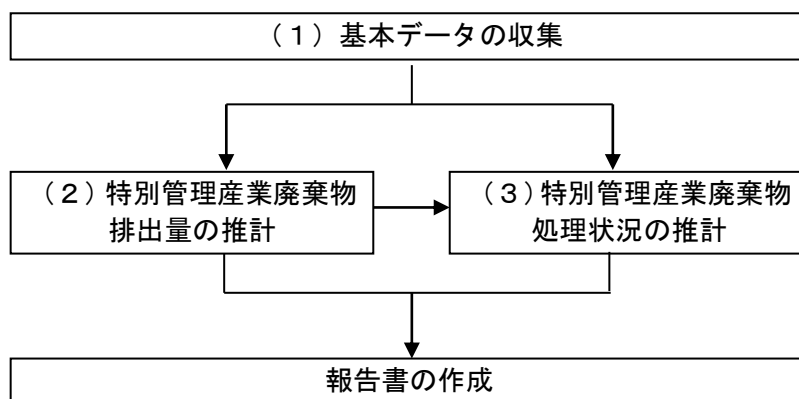
47都道府県を対象としたアンケートによる特別管理産業廃棄物の排出状況・処理状況調査を実施し、実態データを収集した。

（２）特別管理産業廃棄物排出量の推計

47都道府県の排出状況データより、平成25年度の排出量を推計した。都道府県によっては一部未調査業種等があり、原単位法等により補完した。

（３）特別管理産業廃棄物処理状況の推計

47都道府県の処理状況データ及び排出量の推計値を用いて、平成25年度の処理状況を推計した。



図－II・1 調査方法

1. アンケート調査による基本データの収集

自治体が把握している各都道府県の特別管理産業廃棄物排出・処理状況を、アンケート調査により収集し、それらを平成25年度の全国の特別管理産業廃棄物の排出量及び処理量等を推計するための基本データとした。アンケート調査は、47都道府県の産業廃棄物行政主管部署を対象として行った。

1-1 調査対象

(1) 調査対象業種

「日本標準産業分類(平成19年11月改訂)／総務省」(以下、新産業分類)をもとに抽出した、特別管理産業廃棄物の排出が想定される大分類18業種を調査の対象とした。

表Ⅱ・1 調査対象業種

No.	大分類	産業分類	コード	No.	大分類	産業分類	コード
		農業、林業大分類	A			情報通信業大分類	G
1	農業、林業	耕種農業	A011	38	情報通信業	通信業	G37
2		畜産農業	A012	39		放送業	G38
3		林業	A02	40		情報サービス業	G39
4		上記以外の農業、林業		41		インターネット付随サービス業	G40
		漁業大分類	B	42		映像・音声・文字情報制作業	G41
5	漁業	漁業	B03		運輸業、郵便業	運輸業、郵便業大分類	H
6		水産養殖業	B04	43		鉄道業	H42
7	鉱業	鉱業、採石業、砂利採取業	C	44		道路旅客運送業	H43
8	建設業	建設業	D	45		道路貨物運送業	H44
		製造業大分類	E	46		上記以外の運輸業、郵便業	
9	製造業	食料品製造業	E09		卸売業、小売業	卸売業、小売業大分類	I
10		飲料・たばこ・飼料製造業	E10	47		各種商品卸売業	I50
11		繊維工業	E11	48		木材・竹材卸売業	I5311
12		木材・木製品製造業	E12	49		各種商品小売業	I56
13		家具・装備品製造業	E13	50		自動車小売業	I591
14		パルプ・紙・紙加工品製造業	E14	51		機械器具小売業	I593
15		印刷・同関連業	E15	52		家具・建具・畳小売業	I601
16		化学工業	E16	53		じゅう器小売業	I602
17		石油製品・石炭製品製造業	E17	54		燃料小売業	I605
18		プラスチック製品製造業	E18	55		上記以外の卸売業、小売業	
19		ゴム製品製造業	E19		不動産業、物品賃貸業	不動産業、物品賃貸業大分類	K
20		なめし革・同製品・毛皮製造業	E20	56		物品賃貸業	K70
21		窯業・土石製品製造業	E21		学術研究、専門・技術サービス業	学術研究、専門・技術サービス業大分類	L
22		鉄鋼業	E22	57		学術・開発研究機関	L71
23		非鉄金属製造業	E23	58		写真業	L746
24		金属製品製造業	E24		宿泊業、飲食サービス業	宿泊業、飲食サービス業大分類	M
25	はん用機械器具製造業	E25	59	飲食店		M76	
26	生産用機械器具製造業	E26	60	上記以外の宿泊業、飲食サービス業			
27	業務用機械器具製造業	E27		生活関連サービス業、娯楽業	生活関連サービス業、娯楽業大分類	N	
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	E28	61		洗濯業	N781	
29	電気機械器具製造業	E29	62	教育、学習支援業大分類	教育、学習支援業	O	
30	情報通信機械器具製造業	E30			医療、福祉大分類	P	
31	輸送用機械器具製造業	E31	63	医療、福祉	医療業	P83	
32	その他の製造業	E32	64		上記以外の医療、福祉		
		電気・ガス・熱供給・水道業大分類	F	65	教育、学習支援業	複合サービス事業	Q
33	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	F33		サービス業	サービス業大分類	R
34		ガス業	F34	66		自動車整備業	R891
35		熱供給業	F35	67		と蓄場	R952
36		上水道業	F361	68		上記以外のサービス業	
37		下水道業	F363	69	公務	S	

なお、特別管理産業廃棄物排出・処理状況の把握に「日本標準産業分類（平成 14 年 3 月改訂）／総務庁」（以下、旧産業分類）を用いている自治体については、旧産業分類により想定される大分類 16 業種を調査の対象とした。

(2) 調査対象廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法）に規定する特別管理産業廃棄物 12 種類とした。

表－Ⅱ・２ 調査対象の特別管理産業廃棄物

コード	廃棄物種類	略称等	備考	
101	廃酸		強酸 (pH2.0 以下)	
102	廃油		引火性	
103	廃アルカリ		強アルカリ (pH12.5 以上)	
104	感染性廃棄物			
105	廃 P C B 等	P C B 廃棄物	(調査対象外)	
106	P C B 汚染物			
107	P C B 処理物			
109	鉍さい		有害物質含有	
108	指定下水汚泥		(調査対象外)	
110	廃石綿等			
201	特定有害廃棄物	燃え殻	特定燃え殻	有害物質含有
202		ばいじん	特定ばいじん	有害物質含有
203		廃油	特定廃油	塩素系溶剤、ベンゼン等
204		汚泥	特定汚泥	有害物質含有
205		廃酸	特定廃酸	有害物質含有
206		廃アルカリ	特定廃アルカリ	有害物質含有

1-2 アンケート調査の調査票

アンケート調査では、表Ⅱ・3に示す3種類の調査票及び記入要領を1組として、各都道府県に配布した。記入要領及び調査票は巻末の資料編に掲載した。

表Ⅱ・3 調査票の構成

No.	調査票名	内容	枚数
1	実態調査状況票	各都道府県で実施した既往の産業廃棄物実態調査の内容及び、今後の調査予定を調査するもの	4枚
2	業種別・種類別産業廃棄物排出量調査票	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の業種別廃棄物種類別の年間排出量を調査するもの	2枚
3	種類別産業廃棄物処理状況調査票	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の中間処理・最終処分・再生利用状況を調査するもの	2枚
合 計			8枚

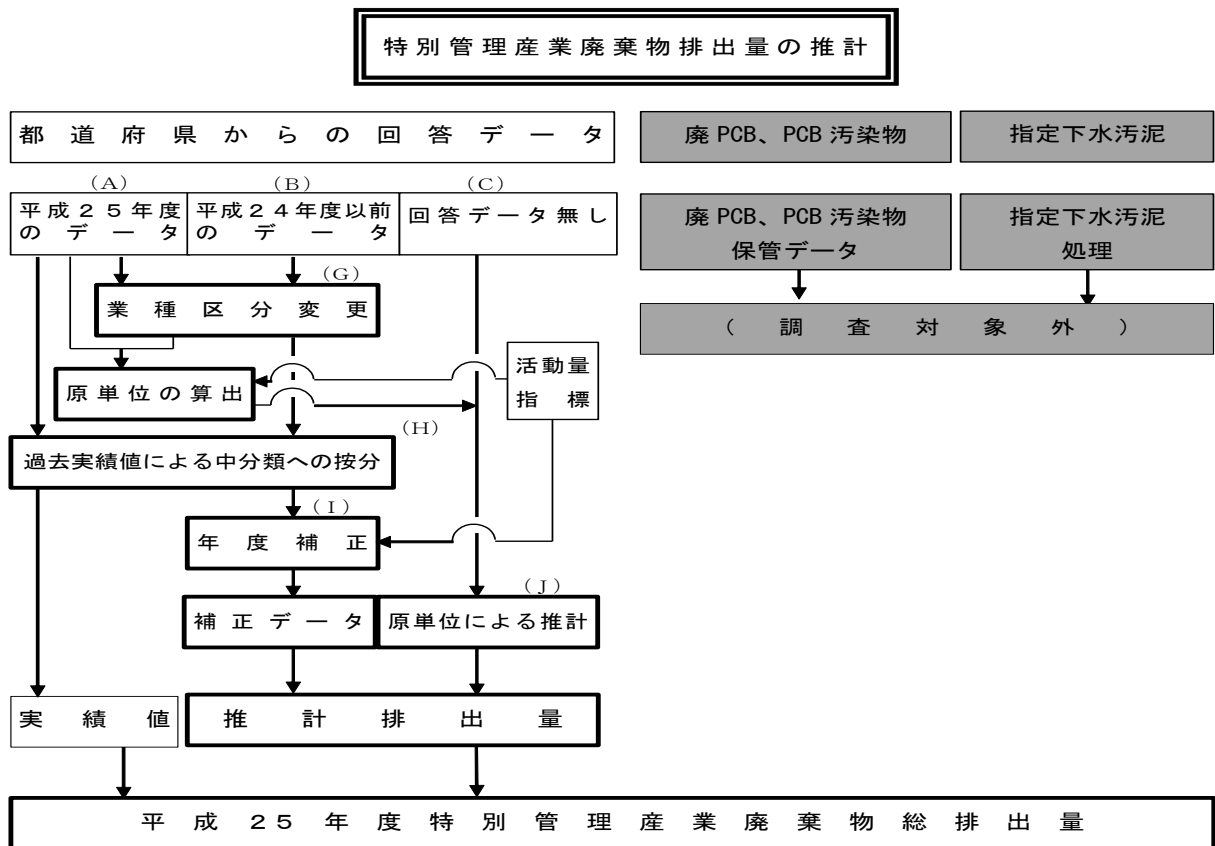
2. 特別管理産業廃棄物排出量の推計

特別管理産業廃棄物排出量の推計方法を図－Ⅱ・2に示す。排出量の推計は特別管理産業廃棄物の種類ごとに、都道府県別及び業種別に行った。

なお、平成23年度以前の推計方法（図－Ⅱ・3）では、一部の中分類別排出量の推計が欠落するため、今年度より推計方法の見直しを行った。そのため、過年度調査の推計結果とデータの連続していないことに留意する必要がある。

都道府県回答による推計は、平成25年度データの場合（図－Ⅱ・2中のA）はそのまま、都道府県からの回答データが業種大分類の小計のみである場合は、過去実績値により得られた構成比から中分類への按分（H）を行った。平成24年度以前のデータしかない場合（B）は、過去実績値により得られた構成比から中分類への按分（H）を行ったうえで年度補正（I）を行った。さらに、過去の回答データも無い場合（C）は原単位法を用いて推計を行った（J）。

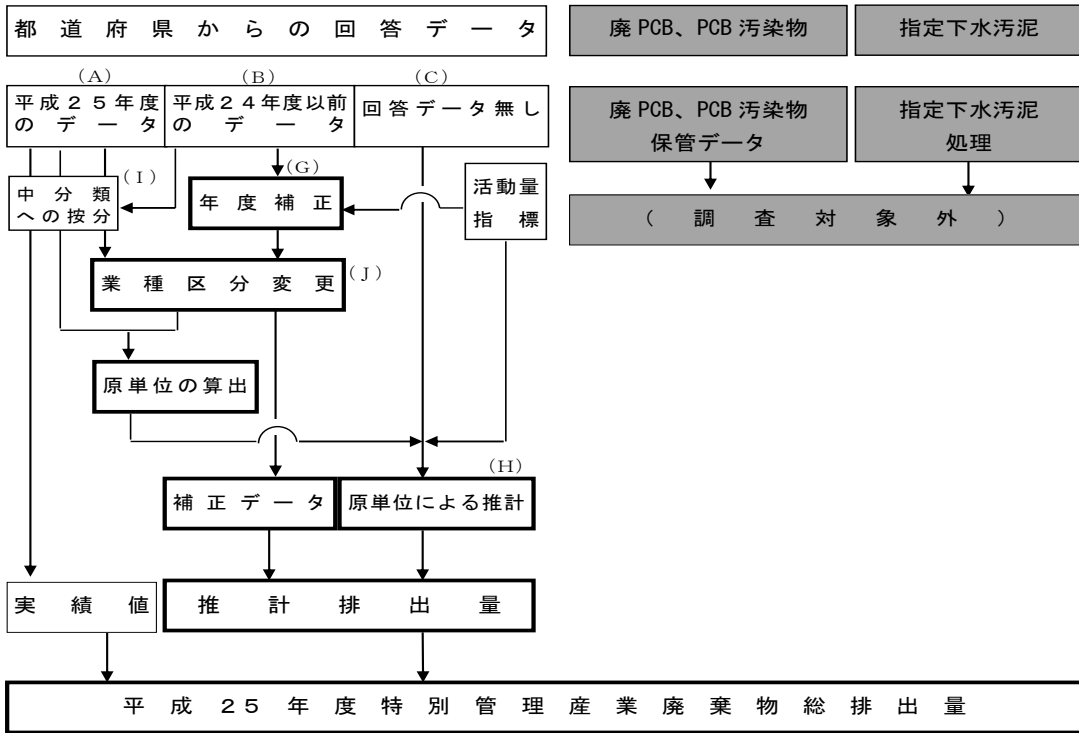
なお、旧産業分類に準拠している場合等があり、フォーマットを整合させるために、業種区分変更（G）といった処理を行った。



□ は計算後の推計（加工）データ

図－Ⅱ・2 特別管理産業廃棄物排出量の推計方法

特別管理産業廃棄物排出量の推計



□ は計算後の推計（加工）データ

図－Ⅱ・3 平成23年度以前の産業廃棄物排出量の推計方法

2-1 業種区分変更

本調査では、新産業分類に基づく業種区分での産業廃棄物排出量を推計した。しかし、都道府県からの回答には旧産業分類で記載されているものもあることから、データの変換を行った。その方法は平成22年度事業「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」の2-3のとおりである。

2-2 中分類への按分方法

都道府県からの回答において、調査対象業種が中分類あるいは小分類、細分類（以下、「中分類」）で設定されているにもかかわらず、大分類のみの排出量しか得られなかった場合は、中分類の排出量を按分により推計し、当該都道府県の平成25年度の排出量とした。

(1) 都道府県からの回答により過去の中分類の排出量が既知である場合

都道府県からの直近年度の回答により過去の中分類の排出量が既知である場合は、今年度の中分類排出量も当該数値に比例するものと想定して、図-Ⅱ・4に示すとおり大分類回答を按分した。

平成25年度(今回)の回答値

業種		特別管理産業廃棄物種類			
		廃酸	廃油	廃アルカリ	...
農 林 業	農業大分類	####	####	####	####
	耕種農業				
	畜産農業				
	林業大分類				
	上記以外の農業				
製 造 業	製造業大分類	####	####	####	####
	食料品製造業				
	飲料・たばこ・飼料製造業				
	...				

大分類の排出量

×

直近の調査年度の当該中分類の排出量

直近の調査年度の当該大分類の排出量

=

中分類の排出量

直近の調査年度の排出量

N県の特別管理産業廃棄物排出量					
業種		特別管理産業廃棄物種類			
		廃酸	廃油	廃アルカリ	...
農 林 業	農業大分類	####	####	####	####
	耕種農業	##	##	##	##
	畜産農業	##	##	##	##
	林業大分類	##	##	##	##
	上記以外の農業	##	##	##	##
製 造 業	製造業大分類	####	####	####	####
	食料品製造業	##	##	##	##
	飲料・たばこ・飼料製造業	##	##	##	##
	...	##	##	##	##

平成25年度(今回)の推計値

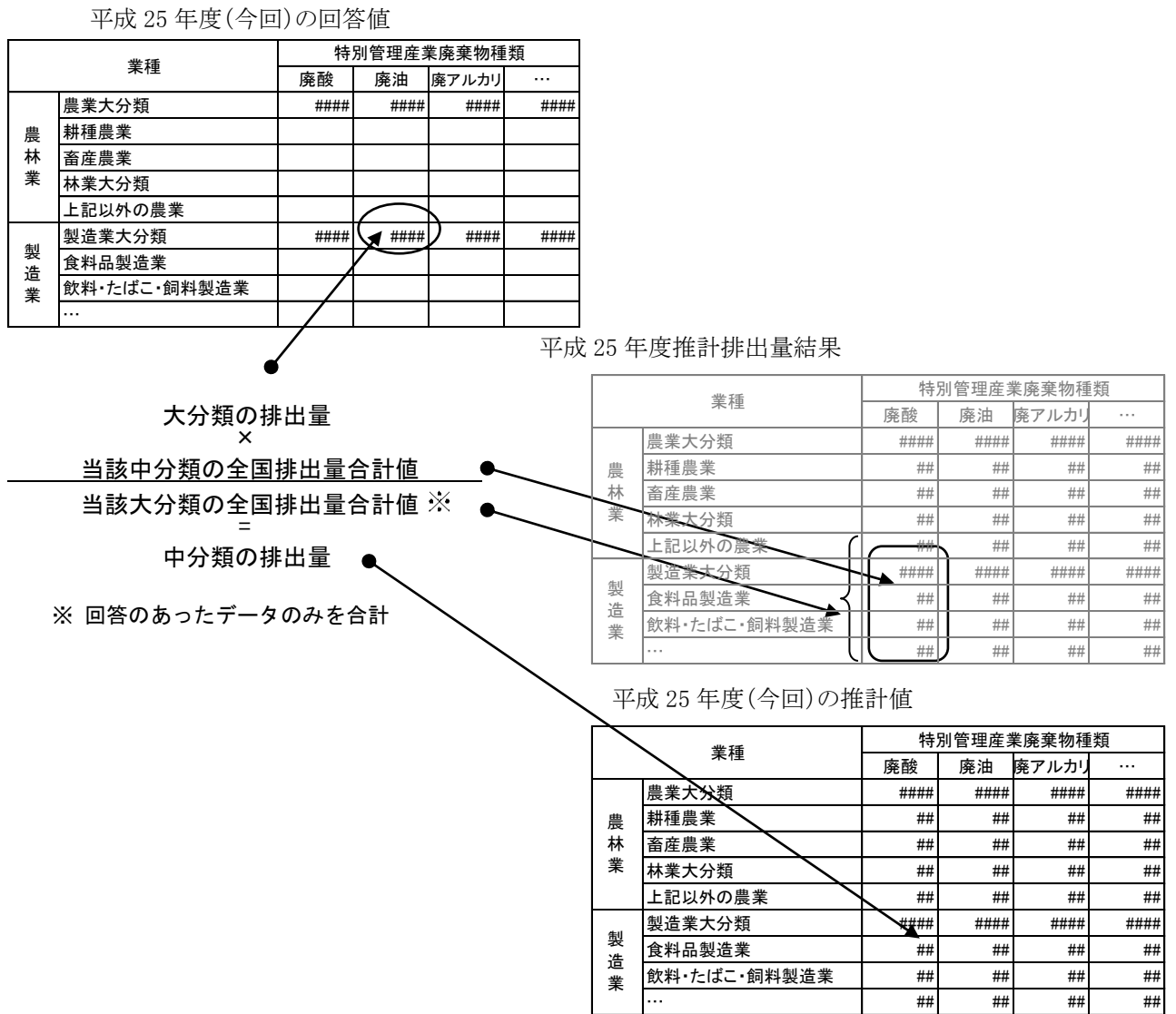
業種		特別管理産業廃棄物種類			
		廃酸	廃油	廃アルカリ	...
農 林 業	農業大分類	####	####	####	####
	耕種農業	##	##	##	##
	畜産農業	##	##	##	##
	林業大分類	##	##	##	##
	上記以外の農業	##	##	##	##
製 造 業	製造業大分類	####	####	####	####
	食料品製造業	##	##	##	##
	飲料・たばこ・飼料製造業	##	##	##	##
	...	##	##	##	##

図-Ⅱ・4 直近の調査年度の排出量による按分

(2) 過去の中分類の排出量が不明な場合

都道府県からの回答から過去の中分類の排出量が不明な場合は、平成 25 年度の都道府県別・種類別推計排出量の結果から得られる全国平均の構成比を用いて、図－II・5 に示すとおり大分類回答を按分した。

なお、平成 25 年度の都道府県別・種類別推計排出量の結果においても中分類の排出量が不明な場合は、大分類回答のみを排出量として計上した。



図－II・5 全国平均の構成比による按分

2-3 特別管理産業廃棄物の年度補正方法

(1) 年度補正方法

平成 25 年度の産業廃棄物排出量調査を実施していない都道府県については、平成 24 年度以前に回答があった利用可能な特別管理産業廃棄物排出量データに、活動量指標を用いて年度補正を行い、平成 25 年度の産業廃棄物排出量(年度補正排出量)を推定した。

[年度補正計算式]

$$\text{① 年度補正排出量} = \text{調査年度の産業廃棄物排出量} \times \frac{\text{平成25年度の活動量指標}}{\text{調査年度の活動量指標}}$$

補正に用いた業種ごとの活動量指標を表-Ⅱ・4に示す。

なお、活動量指標に金額（製造品出荷額等、元請完成工事高）を用いている場合には、以下のよう年度補正に加えて表-Ⅱ・5に示すデフレーターによる物価補正も行った。

② 年度補正排出量

$$= \text{調査年度の産業廃棄物排出量} \times \frac{\text{平成25年度の活動量指標} \div \text{平成25年度のデフレーター}}{\text{調査年度の活動量指標} \div \text{調査年度のデフレーター}}$$

表-Ⅱ・4 業種ごとの活動量指標の種類及び出典

業種	活動量指標の種類	単位	出典	出典年度次	
農業	耕種農業	施設面積(ハウス面積、ガラス室面積)	a	世界農林業センサス	平成 17 年度 平成 22 年度
	畜産農業	家畜数(乳用牛、肉用牛、豚、鶏)	頭羽	畜産統計	平成 25 年度
林業、漁業、鉱業	従業者数	人	経済センサス	平成 21 年度 平成 24 年度	
建設業	元請完成工事高	百万円	建設工事施工統計調査報告	平成 25 年度	
製造業	製造品出荷額等	百万円	工業統計	平成 25 年度	
電気・ガス・熱供給・水道業	従業者数	人	経済センサス	平成 21 年度 平成 24 年度	
	上水道業	給水人口	人	給水人口と給水普及率	平成 25 年度
	下水道業	処理区域人口	人	都道府県別汚水処理人口普及状況	平成 25 年度
情報通信業、運輸業 卸売・小売業 不動産業、物品賃貸業 学術研究、専門・技術サービス業 宿泊業、飲食サービス業 生活関連サービス業、娯楽業	従業者数	人	経済センサス	平成 21 年度 平成 24 年度	
医療、福祉	病床数	床	医療施設動態調査	平成 25 年度	
教育、学習支援業 複合サービス業、サービス業	従業者数	人	経済センサス	平成 21 年度 平成 24 年度	
	と畜場(動物系固形不要物)	と畜頭数	頭	畜産物流通統計	平成 25 年度
公務	従業者数	人	就業構造基本調査	平成 19 年度 平成 24 年度	

表-Ⅱ・5 デフレーター

業種大分類	デフレーター	
	建設業*	製造業**
平成 12 年度	99.8	99.7
平成 13 年度	98.1	98.4
平成 14 年度	97.1	97.0
平成 15 年度	97.7	96.1
平成 16 年度	98.8	98.0
平成 17 年度	100.0	100.8
平成 18 年度	102.0	103.3
平成 19 年度	104.6	105.7
平成 20 年度	107.9	107.6
平成 21 年度	104.3	101.3
平成 22 年度	104.6	101.9
平成 23 年度	106.2	103.2
平成 24 年度	104.7	102.1
平成 25 年度	107.0	104.7

* 「建設工事費デフレーター（2005年度基準）」（国土交通省総合政策局情報管理部建設調査統計課）

** 「企業物価指数（2005年基準）」（日本銀行調査統計局）

2-4 原単位による推定方法

(1) 全国共通原単位の算出

全国共通原単位の算出方法を図-Ⅱ・6に示す。

各都道府県からの回答実績値を基に、各都道府県の活動指標を用いて業種別、特別管理産業廃棄物種類別に全国共通原単位を算出した。



図-Ⅱ・6 全国共通原単位算出方法

(2) 原単位法による推定

全国共通原単位を用いた原単位法による推計方法を図－Ⅱ・7に示す。

なお、回答のない都道府県のほか、未調査業種等により回答に部分的に欠落がある場合（大分類と中分類の回答の双方がない場合）についても、この推定方法で補填を行っている。



図－Ⅱ・7 原単位法による排出量推計方法

3. 特別管理産業廃棄物の処理量の算出方法

(1) 特別管理産業廃棄物の処理区分構成比の算出

- ① 処理量算出の基本データとしては、各都道府県からの調査回答を、表Ⅱ・6の方法により図Ⅱ・8の処理状況フローの各項目に変換したものを採用した。このとき、平成25年度の回答のない都道府県や、本調査と処理区分が相違している等の理由で処理状況データが採用できない都道府県については、平成25年度の有効回答実績から求めた平均値による処理構成比率で代替するものとした。
- ② ①の各都道府県データを産業廃棄物種類別に積算し、それぞれの処理区分構成比率を求めた。

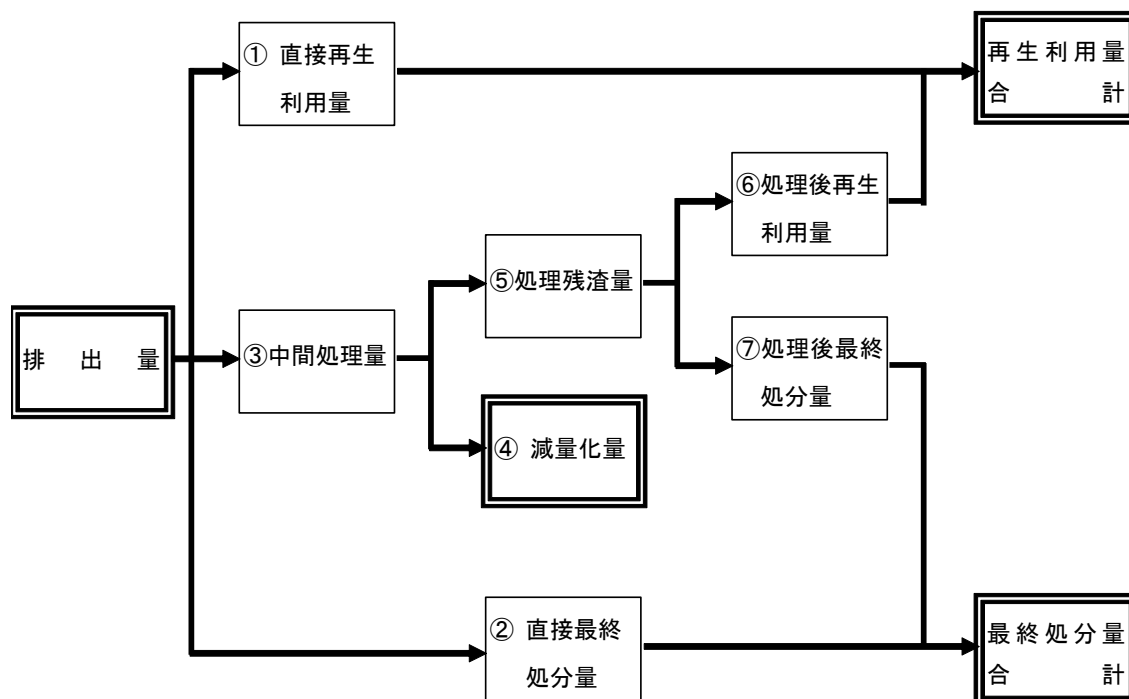
以上により、最終的に全国値としての種類別の産業廃棄物の処理構成比率を算出した。

(2) 全国の特別管理産業廃棄物処理状況推計値の算出

特別管理産業廃棄物の種類別排出量に、(1)で算出した処理区分構成比率を乗じて、特別管理産業廃棄物の種類別処理状況推計値を算出した上、その合計値から全国の特別管理産業廃棄物処理状況推計値を算出した。

$$\begin{aligned} & \text{全国の特別管理産業廃棄物処理状況推計値 (t/年)} \\ & = \Sigma \{ \text{特別管理産業廃棄物の種類別排出量 (t/年)} \times \text{種類別処理状況構成比 (\%)} \} \end{aligned}$$

処理状況フロー図を図Ⅱ・8に、処理状況の算出方法を図Ⅱ・9に、処理状況算出項目(処理区分)を表Ⅱ・6に示す。



図－Ⅱ・８ 処理状況フロー図

表－Ⅱ・６ 処理状況算出項目（処理区分）

処 理 区 分	調査票Ⅲ処理項目番号との関係
①直接再生利用量（中間処理せず、再生利用された量）	自己未処理自己再生利用量（８）
②直接最終処分量（中間処理せず、最終処分された量）	自己未処理自己最終処分量（１１）＋（５）のうち委託最終処分された量（１４ハ）
③中間処理量（中間処理の対象となった量）	自己中間処理量（４）＋（５）のうち委託中間処理された量（１３イ）
④減量化量（中間処理により減量した量） （＝③－⑤）	－
⑤処理残渣量（中間処理後の処理残渣量） （＝⑥＋⑦）	－
⑥処理後再生利用量（中間処理後に、再生利用された量）	自己中間処理後再生利用量（９）＋委託中間処理後再生利用量（１７）
⑦処理後最終処分量（中間処理後に、最終処分された量）	自己中間処理後自己最終処分量（１０）＋（６）のうち委託最終処分された量（１４ニ）＋委託中間処理後最終処分量（１８）

燃え殻							
処 理 区 分							
都道府県	排出量	直接再生利用量	直接最終処分量	中間処理			
				中間処理量	処理残渣量	再生利用量	最終処分量
N県	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
O県	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
P県	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
Q県	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
R県	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
…	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
合計	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
構成比	100%	***	***	***	***	***	***

廃棄物別処理状況の各都道府県データ合計値

↓

●全国廃棄物別処理状況構成比

×

●廃棄物別排出量

∥

●廃棄物別の処理状況推計

廃棄物処理状況一覧表							
種類	排出量	直接再生利用量	直接最終処分量	中間処理			
				中間処理量	処理残渣量	再生利用量	最終処分量
廃油	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
廃酸	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
廃アルカリ	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
感染性	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
…	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
…	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
合計	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
構成比	100%	***	***	***	***	***	***

図－Ⅱ・9 特別管理産業廃棄物の処理状況算出方

Ⅲ. 調査結果

1. アンケート調査結果

(1) 基本データ

各都道府県における特別管理産業廃棄物排出・処理状況の実態調査の実施状況は、表－Ⅲ・1に示すとおりである。基本データは、29自治体からは平成25年度実績についての実態調査結果を、他の18自治体は平成24年度以前の実績についての実態調査結果を利用した。

表－Ⅲ・1 都道府県実態調査実績年度（平成25年度実績値）

No.都道府県	産業分類 (新/旧)	調査年度						
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
1	北海道	新	○				○※	▲
2	青森県	新	○					
3	岩手県	新	○	○	○	○	○	▲
4	宮城県	新				○※	○	▲
5	秋田県	新	○		○	○	○	▲
6	山形県	新	○	○				
7	福島県	新		○	○	○	○	▲
8	茨城県	新	○※					▲
9	栃木県	新	○	○	○	○	○	●
10	群馬県	新	○	○	○	○	○	▲
11	埼玉県	新						
12	千葉県	新	○	○	○	○	○	●
13	東京都	新	○	○	○	○	○	▲
14	神奈川県	新		○			○	
15	新潟県	新	○※					▲
16	富山県	新	○	○※		○	○	▲
17	石川県	新	○	○	○	○	○	●
18	福井県	新	○※					▲
19	山梨県	新	○				○	▲
20	長野県	新						
21	岐阜県	新	○					
22	静岡県	新	○	○	○		○	▲
23	愛知県	新	○	○	○		○	●
24	三重県	旧	○				○	
25	滋賀県	新	○		○	○	○	▲
26	京都府	旧	○		○			
27	大阪府	新	○		○			
28	兵庫県	旧	○					
29	奈良県	新	○		○			
30	和歌山県	新		○	○	○	○	▲
31	鳥取県	新		○	○	○	○	
32	島根県	新	○					●
33	岡山県	新	○	○		○	○※	▲
34	広島県	新	○	○	○	○	○	▲
35	山口県	旧	○					
36	徳島県	新	○※					▲
37	香川県	新						▲
38	愛媛県	新	○	○				
39	高知県	新	○					
40	福岡県	旧	○	○				
41	佐賀県	新		○	○	○	○	▲
42	長崎県	新	○					
43	熊本県	新	○※					▲
44	大分県	新	○	○		○		●
45	宮崎県	新	○	○	○	○	○	▲
46	鹿児島県	旧	○					
47	沖縄県	新	○※					▲
○、○※			38	21	19	18	23	0
●、▲			0	0	0	0	0	29
計			38	21	19	18	23	29

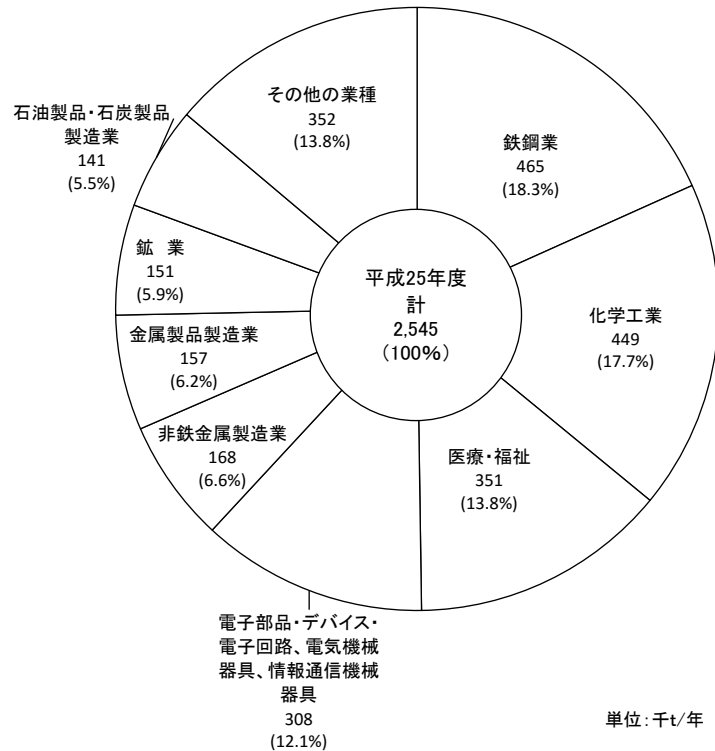
※1 ●:今回採用データ、▲:今回採用データ(大分類による回答あり)
○:以前の調査、○※:以前の調査(按分根拠として採用)

2. 特別管理産業廃棄物排出量の推計結果

図－Ⅱ・2の推計方法により算出した平成25年度における特別管理産業廃棄物の全国排出量は、およそ2,545千トンとなった。特別管理産業廃棄物の業種別排出量を（1）に、特別管理産業廃棄物の種類別排出量を（2）に、特別管理産業廃棄物の地域別排出量を（3）に、特別管理産業廃棄物の業種別・種類別排出量及び都道府県別・種類別排出量を（4）に示す。

（1）特別管理産業廃棄物の業種別排出量

特別管理産業廃棄物の排出量を業種別にみると、鉄鋼業からの排出量が最も多く、465千トン（全体の18.3%）、次いで化学工業が449千トン（同17.7%）、医療・福祉が約351千トン（同13.8%）、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具が308千トン（同12.1%）、非鉄金属が約168千トン（同6.6%）となっており、この5業種で全排出量の約7割を占めている（図－Ⅲ・1、表－Ⅲ・2参照）。



※ 各業種の産業廃棄物の提出量は四捨五入して表示しているため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

図－Ⅲ・1 特別管理産業廃棄物の業種別排出量（平成25年度実績値）

表-III・2 特別管理産業廃棄物の業種別排出量（平成25年度実績値）

業種	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	排出量(千t)	割合(%)	排出量(千t)	割合(%)	排出量(千t)	割合(%)
農業、林業	0	0.0	0	0.0	3	0.1
漁業	0	0.0	0	0.0	0	0.0
鉱業	1	0.0	170	7.5	151	5.9
建設業	56	2.3	43	1.9	45	1.8
製造業	1,765	73.8	1,601	70.8	1,921	75.5
食料品製造業	11	0.5	9	0.4	9	0.4
飲料・たばこ・飼料	3	0.1	3	0.1	2	0.1
繊維工業	10	0.4	6	0.3	5	0.2
木材・木製品	11	0.5	1	0.1	1	0.1
家具・装備品	2	0.1	1	0.0	1	0.0
パルプ・紙・紙加工品	10	0.4	8	0.4	9	0.4
印刷・同関連	16	0.7	7	0.3	9	0.4
化学工業	434	18.1	344	15.2	449	17.6
石油製品・石炭製品	139	5.8	136	6.0	141	5.5
プラスチック製品	48	2.0	92	4.1	67	2.6
ゴム製品	5	0.2	5	0.2	4	0.1
なめし革・同製品・毛皮	0	0.0	0	0.0	0	0.0
窯業・土石製品	31	1.3	26	1.2	27	1.1
鉄鋼業	446	18.6	383	16.9	465	18.3
非鉄金属	38	1.6	87	3.8	168	6.6
金属製品	144	6.0	139	6.2	157	6.2
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、その他の製造業	88	3.7	85	3.8	76	3.0
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具	282	11.8	243	10.8	308	12.1
輸送用機械器具製造業	46	1.9	25	1.1	22	0.8
電気・ガス・熱供給・水道業	14	0.6	21	0.9	9	0.4
情報通信業、運輸業	10	0.4	2	0.1	1	0.1
卸売・小売業、飲食店・宿泊業	27	1.1	9	0.4	5	0.2
医療・福祉	392	16.4	329	14.6	351	13.8
教育、学習支援業、複合サービス業、サービス業等	122	5.1	84	3.7	54	2.1
公務	4	0.2	2	0.1	1	0.1
合 計	2,392	100.0	2,261	100.0	2,545	100.0

* 各業種の産業廃棄物の排出量は四捨五入して表示しているため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

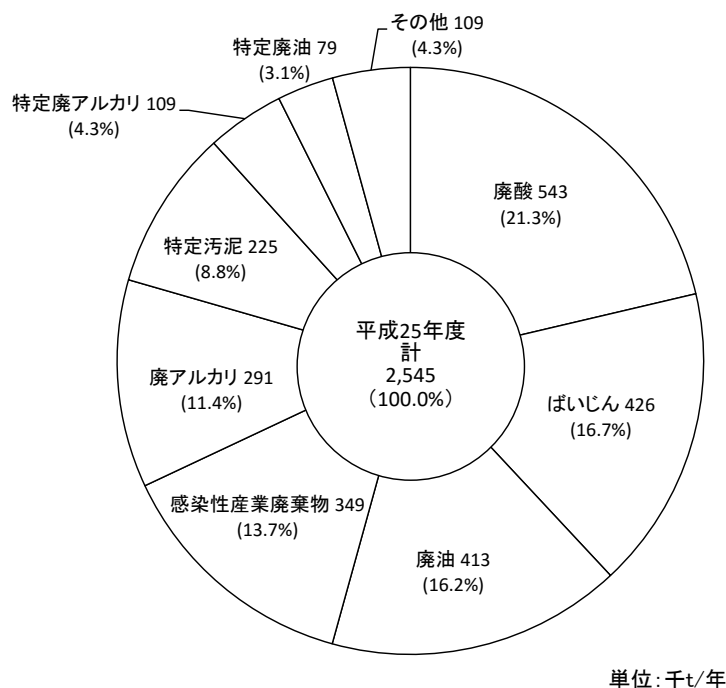
* 日本標準産業分類の改訂に伴う、新旧産業分類で相違する業種区分の対応は以下の通り。

旧産業分類	新産業分類	旧産業分類	新産業分類
(大分類) 農業	(大分類) 農業・林業	一般機械器具製造業	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、その他の製造業
(大分類) 林業		精密機械器具製造業	
繊維工業	繊維工業	その他の製造業	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
衣服・その他繊維製品製造業		電気機械器具製造業	
		情報通信機械器具製造業	
		電子部品・デバイス製造業	

「教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業等」：物品賃借業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業の各大分類の合計

(2) 特別管理産業廃棄物の種類別排出量

特別管理産業廃棄物の排出量を種類別にみると、廃酸の排出量が最も多く、約 543 千トン（全体の 21.3%）、次いでばいじんが約 426 千トン（16.7%）、廃油が約 413 千トン（全体の 16.2%）、感染性廃棄物が約 349 千トン（同 13.7%）、廃アルカリが約 291 千トン（同 11.4%）となっており、この 5 品目で全排出量の約 8 割を占めている（図一Ⅲ・2、表一Ⅲ・3 参照）。



※ 各業種の産業廃棄物の提出量は四捨五入して表示しているため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

図一Ⅲ・2 特別管理産業廃棄物の種類別排出量（平成 25 年度実績値）

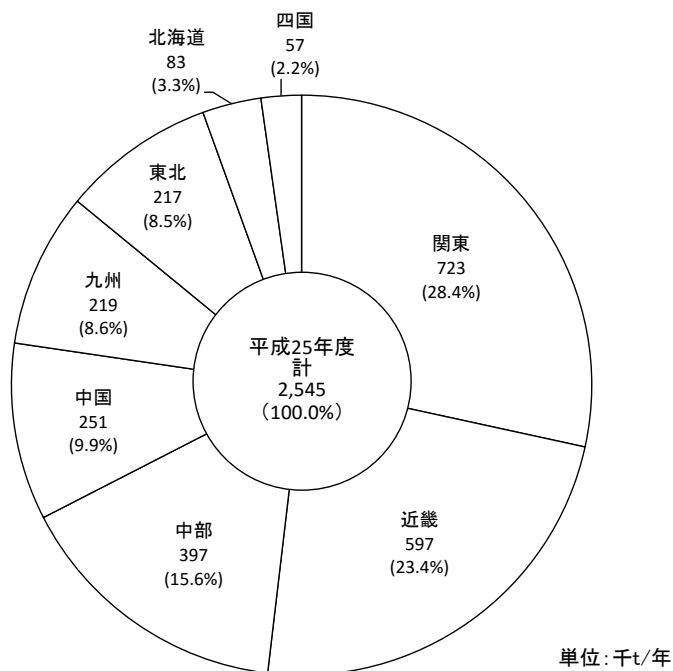
表一Ⅲ・3 特別管理産業廃棄物の種類別排出量（平成25年度実績値）

種 類	平成23年度		平成24年度		平成25年度		
	排出量(千t)	割合(%)	排出量(千t)	割合(%)	排出量(千t)	割合(%)	
廃油	466	19.5	468	20.7	413	16.2	
廃酸	458	19.1	467	20.7	543	21.3	
廃アルカリ	278	11.6	241	10.7	291	11.4	
感染性産業廃棄物	469	19.6	349	15.4	349	13.7	
特定有害廃棄物	鉱さい	13	0.5	6	0.3	7	0.3
	廃石綿等	20	0.8	18	0.8	38	1.5
	燃え殻	20	0.8	6	0.3	5	0.2
	ばいじん	304	12.7	276	12.2	426	16.7
	廃油(金属等を含むもの)	61	2.6	43	1.9	79	3.1
	汚泥(金属等を含むもの)	117	4.9	157	6.9	225	8.8
	廃酸(金属等を含むもの)	67	2.8	53	2.4	59	2.3
	廃アルカリ(金属等を含むもの)	120	5.0	176	7.8	109	4.3
合 計	2,392	100.0	2,261	100.0	2,545	100.0	

* 各種類の産業廃棄物排出量は四捨五入して表示しているため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

(3) 特別管理産業廃棄物の地域別排出量

特別管理産業廃棄物の排出量を地域別にみると、関東地方の排出量が最も多く、約 723 千トン（全体の 28.4%）であり、次いで、近畿地方の約 597 千トン（同 23.4%）、中部地方の約 397 千トン（同 15.6%）の順になっている（図－Ⅲ・3、表－Ⅲ・4 参照）。



図－Ⅲ・3 特別管理産業廃棄物の地域別排出量（平成 25 年度実績値）

表－Ⅲ・4 特別管理産業廃棄物の地域別排出量（平成 25 年度実績値）

地域別	平成 2 3 年度		平成 2 4 年度		平成 2 5 年度	
	排出量 (千 t)	割合 (%)	排出量 (千 t)	割合 (%)	排出量 (千 t)	割合 (%)
北海道	37	1.5	81	3.6	83	3.3
東北	98	4.1	125	5.5	217	8.5
関東	738	30.9	721	31.9	723	28.4
中部	470	19.7	361	16.0	397	15.6
近畿	584	24.4	533	23.6	597	23.4
中国	228	9.5	194	8.6	251	9.9
四国	48	2.0	49	2.2	57	2.2
九州	189	7.9	198	8.8	219	8.6
合計	2,392	100.0	2,261	100.0	2,545	100.0

* 各種別の産業廃棄物排出量は四捨五入して表示しているため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

* 各地域に属する都府県は次のとおり。

- 東北地域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- 関東地域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- 中部地域：新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県
- 近畿地域：三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 中国地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
- 四国地域：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- 九州地域：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(4) 特別管理産業廃棄物の業種別種類別排出量及び都道府県別種類別排出量

(1) (2) (3) の詳細な内訳として、特別管理産業廃棄物の業種別種類別排出量を表Ⅲ・5に、都道府県別種類別排出量を表Ⅲ・6に示す。

また、これらを算出するために用いた全国共通原単位を表Ⅲ・7に、各都道府県回答排出量の合計値を表Ⅲ・8に示す。

表一Ⅲ・6 平成25年度実績値 特別管理産業廃棄物の都道府県別・種類別排出量推計値一覧表

No.	都道府県名	特定有害産業廃棄物										合計		
		廃油	廃酸	廃アルカリ	感染性産業廃棄物	紙さい	廃石膏等	燃え殻	ばいじん	廃油(金属等を含むもの)	汚泥(金属等を含むもの)		廃酸(金属等を含むもの)	廃アルカリ(金属等を含むもの)
1	北海道	2,622	1,857	3,425	18,032	1,319	1,985	0	5,739	37	47,974	408	30	83,407
2	青森県	803	875	372	345	35	491	30	702	98	5,403	108	371	9,632
3	岩手県	971	3,043	1,328	3,009	0	380	44	1,307	1,307	308	271	443	11,086
4	宮城県	2,560	6,905	6,452	9,670	109	1,480	176	5,190	2,031	4,536	581	2,145	41,784
5	秋田県	1,244	2,126	2,991	2,991	25	370	31	1,839	1,311	4,577	276	331	18,120
6	山形県	6,868	3,546	1,140	2,457	0	96	0	83	251	243	1,388	1,086	16,870
7	福島県	10,804	7,958	9,467	4,023	0	341	123	76,549	641	4,300	59	5,576	119,840
8	茨城県	15,300	57,200	6,800	11,500	0	169	1	2,780	0	11,735	4,630	5,597	115,712
9	栃木県	6,925	18,423	7,014	9,193	0	629	1	23,127	262	3,094	1,783	1,180	71,631
10	群馬県	13,593	6,812	1,642	2,845	0	0	0	6,604	198	2,179	561	272	34,617
11	埼玉県	19,008	14,322	10,505	11,902	180	1,793	217	20,489	4,379	7,334	2,617	2,944	95,688
12	千葉県	21,228	69,594	13,185	14,288	0	6,838	999	26,800	8,462	9,850	2,294	22,611	196,126
13	東京都	4,072	21,003	2,001	36,051	0	9,000	0	7,002	2,004	52	2,010	2,010	83,137
14	神奈川県	26,925	32,739	17,819	26,431	213	1,265	439	3,047	1,508	2,473	2,941	10,633	126,433
15	新潟県	6,300	6,947	5,504	11,438	80	1,044	112	6,922	2,234	16,224	1,463	1,191	59,499
16	富山県	6,701	7,884	1,275	1,250	0	767	23	1,566	842	3,771	213	4,565	28,857
17	石川県	6,565	2,991	798	2,546	0	278	0	2	17,206	523	1,694	87	32,691
18	福井県	7,877	4,374	11,276	1,929	0	491	0	79	908	1,507	2,428	6,946	37,814
19	山梨県	41	25	14	3,464	37	276	32	1,327	876	4,776	291	347	11,506
20	長野県	3,532	6,851	9,520	4,578	80	665	771	3,727	3,803	5,264	874	1,079	40,048
21	岐阜県	10,725	4,208	926	3,870	188	208	44	4,523	374	187	382	185	25,821
22	静岡県	19,530	5,624	4,284	8,532	0	190	18	678	584	5,507	4,913	4,074	53,933
23	愛知県	10,583	15,761	6,902	4,703	0	167	0	53,286	227	7,634	6,613	648	106,525
24	三重県	23,306	20,057	52,485	3,963	69	714	111	12,364	9,484	7,532	1,834	4,906	136,825
25	滋賀県	6,573	4,961	20,286	4,067	390	88	530	237	16	1,089	6	192	38,405
26	京都府	7,399	9,423	7,528	7,528	15	56	2	1,841	151	3,421	861	1,439	32,756
27	大阪府	26,963	58,080	12,308	23,284	1,368	1,212	5	38,650	426	522	3,084	1,059	166,962
28	兵庫県	44,684	34,667	21,229	5,838	894	3,561	1,174	32,088	887	12,608	4,385	5,300	167,315
29	奈良県	699	3,014	70	2,763	0	60	0	0	65	63	6	1	6,742
30	和歌山県	5,187	12,725	3,362	4,640	1	274	23	20,016	12	1,462	3	83	47,789
31	鳥取県	826	10	12	3,148	0	208	0	5	36	936	1	1	5,183
32	島根県	1,490	543	1,035	3,923	0	52	0	2,983	52	220	71	58	10,427
33	岡山県	27,278	18,358	18,905	4,043	5	188	180	23,067	681	2,609	34	2	95,348
34	広島県	13,058	14,625	5,972	7,569	27	50	43	11,818	1,165	2,416	1,785	3,340	61,870
35	山口県	9,556	7,899	13,663	5,565	1	5	191	22,159	3,267	11,633	3,213	1,241	78,392
36	徳島県	2,071	2,172	3,111	3,284	0	452	4	2	2,022	1,353	25	864	12,560
37	香川県	3,131	3,566	2,535	3,087	1	278	1	294	239	81	47	306	13,565
38	愛媛県	4,058	3,575	190	7,688	442	146	14	76	1,559	3,570	73	823	22,224
39	高知県	400	858	50	2,138	13	194	11	1	1	4,977	37	4	8,704
40	福岡県	10,595	15,400	6,344	23,006	1,477	107	11	2,975	1,770	604	3,716	13,498	79,504
41	佐賀県	1,979	5,778	1,769	2,855	0	4	0	2,827	4	2,856	2	10	18,113
42	長崎県	282	2,192	69	2,834	0	4	0	5	47	2,650	7	1	8,088
43	熊本県	5,632	13,438	619	13,099	0	4	0	31	80	6,093	1,039	97	40,953
44	大分県	10,282	5,235	2,149	4,532	0	160	169	4,430	173	2,484	1,192	261	26,637
45	宮崎県	1,097	2,068	1,324	2,315	0	449	0	2,001	0	1,831	410	430	11,925
46	鹿児島県	2,573	3,062	1,286	10,124	40	536	65	1,024	1,103	4,730	167	260	24,979
47	沖縄県	8	0	22	2,709	0	336	0	5,523	4	86	403	14	9,105
	全国	413,500	542,776	291,391	349,096	7,010	37,968	4,832	425,587	79,301	225,226	59,072	109,367	2,545,141

※四捨五入により、各項目の合算値と合計値が合致しない項目がある。

表一Ⅲ・7 平成25年度実績値 特別管理産業廃棄物の業種別・種類別全国共通原単位一覧表

(単位: t/年)

大分類	中分類	産業分類	コード	単位	廃油	廃酸	廃アルカリ	特定有害無機廃棄物				合計		
								臭気性 揮発性物質	臭気性 有機物質	燃点低 物質等	ばいじん 汚泥		汚泥 (含重質金属成分)	腐敗性 汚泥
農林業	農林業	農林業	A											
			1 林業	千t										
			2 畜産業	千t										
			3 水産業	千t										
			4 農林業	千t										
			5 林業	千t										
			6 水産業	千t										
			7 畜産業	千t										
			8 水産業	千t										
			9 畜産業	千t										
			10 水産業	千t										
			11 林業	千t										
製造業	製造業	製造業	B											
			C	千t										
			D	千t										
			E	千t										
			F	千t										
			G	千t										
			H	千t										
			I	千t										
			J	千t										
			K	千t										
			L	千t										
			卸売業 小売業	卸売業 小売業	卸売業 小売業	M								
N														
O														
P														
Q														
R														
S														
T														
U														
V														
W														
公共 その他	公共 その他	公共 その他				X								
			Y											
			Z											
			AA											
			AB											
			AC											
			AD											
			AE											
			AF											
			AG											
			AH											
			AI											

3. 特別管理産業廃棄物処理量の推計結果

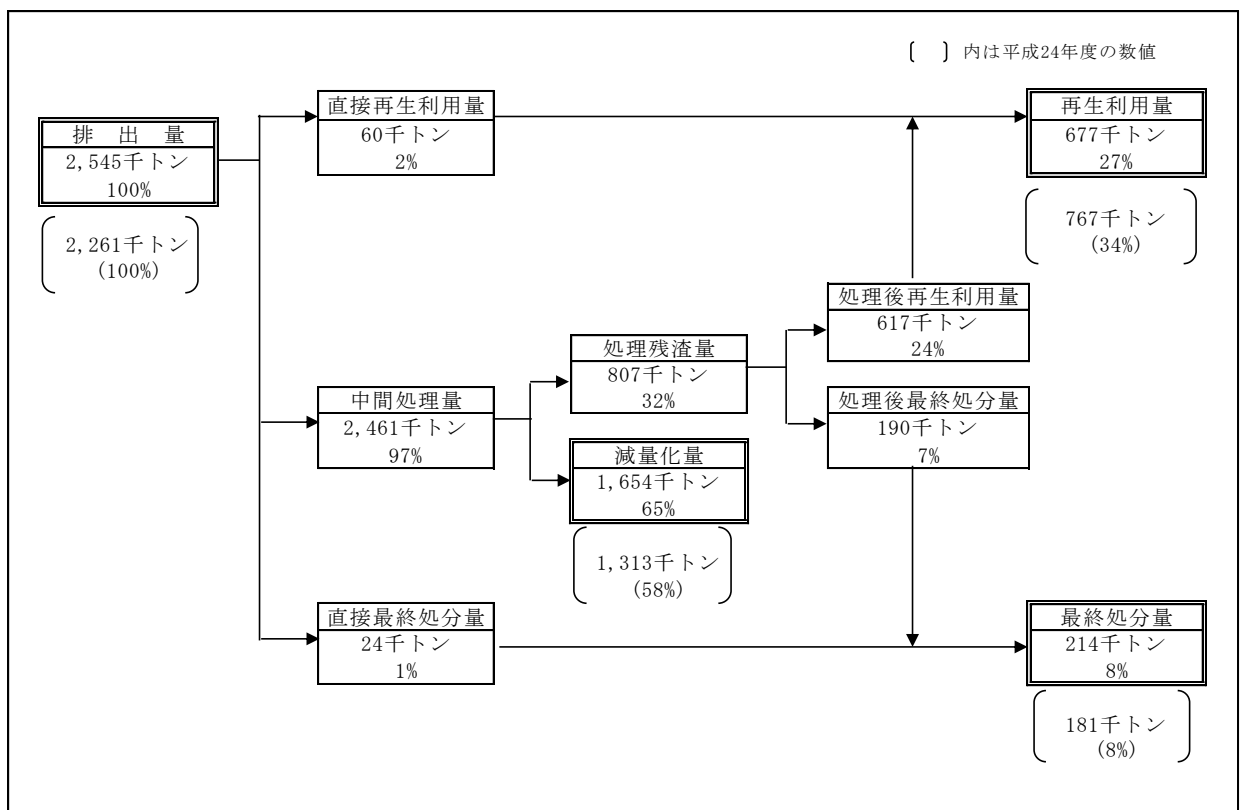
3-1 特別管理産業廃棄物の処理状況

平成 25 年度の特別管理産業廃棄物の全体の処理状況を図-III・4 に、また特別管理産業廃棄物種類別の処理状況を表-III・9 に示す

総排出量約 2,545 千トンのうち、中間処理量は約 2,461 千トン（全体の 97%）、直接再生利用量約 60 千トン（同 2%）、直接最終処分量は、約 24 千トン（同 1%）となった。

また、中間処理された特別管理産業廃棄物から発生した処理残渣（約 807 千トン）は、再生利用（約 617 千トン）または最終処分（約 190 千トン）されていた。

合計では、排出された特別管理産業廃棄物全体の 27%にあたる約 677 千トンが再生利用され、8%にあたる約 214 千トンが最終処分された。



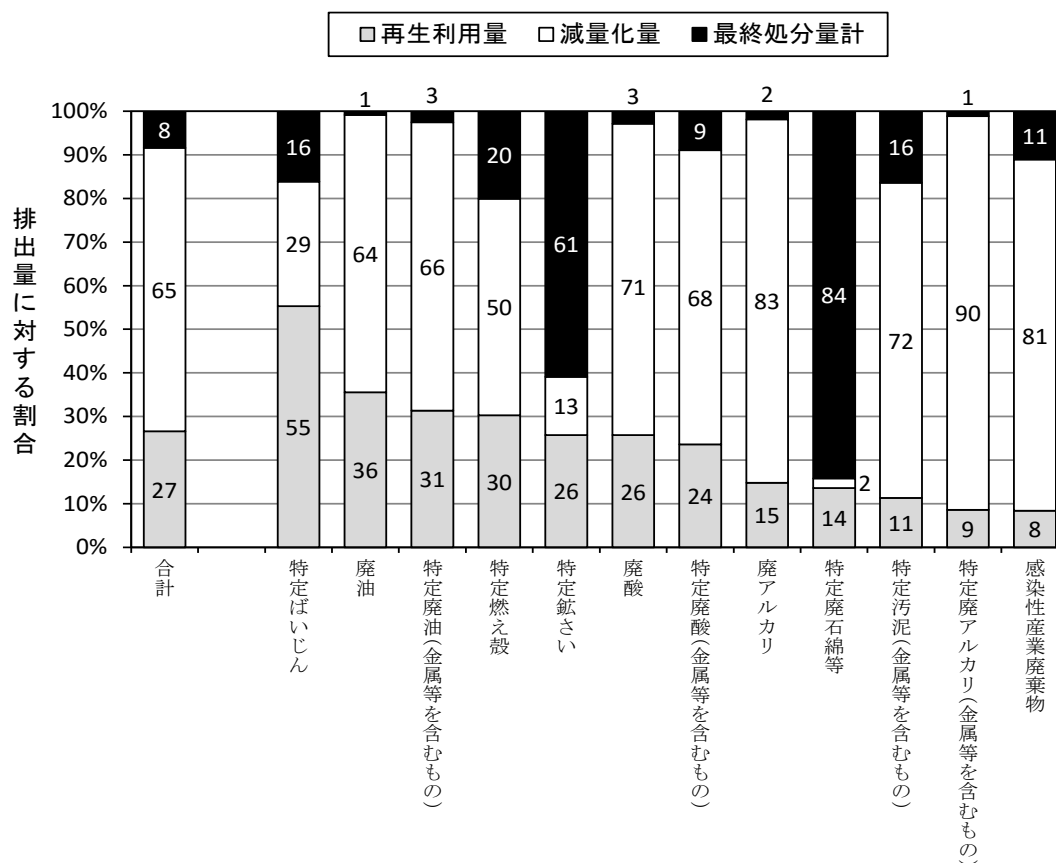
※各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。

図-III・4 特別管理産業廃棄物の処理状況（平成 25 年度実績値）

特別管理産業廃棄物の再生利用率、減量化率、最終処分率を図－Ⅲ・5に示す。

再生利用率が高い特別管理産業廃棄物は、特定ばいじん（55%）、廃油（36%）等であり、再生利用率が低い特別管理産業廃棄物は、感染性廃棄物（8%）、特定廃アルカリ（9%）、特定汚泥（11%）及び特定廃石綿等（14%）等であった。

最終処分率が高い特別管理産業廃棄物は、特定廃石綿等（84%）、特定鉱さい（61%）、特定燃え殻（20%）等であった。



図－Ⅲ・5 特別管理産業廃棄物の再生利用率、減量化率、最終処分率（平成25年度実績値）

表一Ⅲ・9 平成25年度実績値 特別管理産業廃棄物の排出・処理状況一覧表

廃棄物名	排出量 (A)	直接再生利用 量 (B)	直接最終処分 量 (C)	中		理		再生利用量計 (B)+(F)	減量化量 (D)-(E)	最終処分量計 (C)+(G)
				間処理量 (D)	間処理残渣量 (E)	間処理後 再生利用量 (F)	間処理後 最終処分量 (G)			
廃油	413	19	0	394	131	128	3	147	263	3
構成比	100%	5%	0%	95%	32%	31%	1%	36%	64%	1%
廃酸	543	8	0	534	147	131	16	140	387	16
構成比	100%	2%	0%	98%	27%	24%	3%	26%	71%	3%
廃ア ル カ リ	291	1	0	291	48	43	5	43	243	5
構成比	100%	0%	0%	100%	16%	15%	2%	15%	83%	2%
感 染 性 産 業 廃 棄 物	349	0	4	345	64	29	35	29	281	39
構成比	100%	0%	1%	99%	18%	8%	10%	8%	81%	11%
特 定 鉛 さ い	7	0	0	7	6	2	4	2	1	4
構成比	100%	0%	0%	100%	87%	26%	61%	26%	13%	61%
特 定 廃 石 綿 等	38	0	16	21	21	5	15	5	1	32
構成比	100%	0%	43%	57%	54%	14%	41%	14%	2%	84%
特 定 燃 え 殻	5	0	0	5	2	1	1	1	2	1
構成比	100%	0%	0%	100%	50%	30%	20%	30%	50%	20%
特 定 ば い じ ん	426	13	0	412	291	223	68	235	122	69
構成比	100%	3%	0%	97%	68%	52%	16%	55%	29%	16%
特 定 廃 油 (金 属 等 を 含 む もの)	79	12	0	67	15	13	2	25	52	2
構成比	100%	15%	0%	85%	18%	16%	2%	31%	66%	3%
特 定 汚 泥 (金 属 等 を 含 む もの)	225	4	2	218	56	21	35	26	163	37
構成比	100%	2%	1%	97%	25%	9%	15%	11%	72%	16%
特 定 廃 酸 (金 属 等 を 含 む もの)	59	0	0	59	19	14	5	14	40	5
構成比	100%	0%	0%	100%	32%	24%	9%	24%	68%	9%
特 定 廃 アル カ リ (金 属 等 を 含 む もの)	109	3	0	107	8	7	1	9	99	1
構成比	100%	2%	0%	97%	7%	6%	1%	9%	90%	1%
合 計	2,545	60	24	2,461	807	617	190	677	1,654	214
構成比	100%	2%	1%	97%	32%	24%	7%	27%	65%	8%

※各廃棄物の産業廃棄物排出量は、四捨五入してあるため合算した値は合計値と異なる。

3-2 特別管理産業廃棄物の再生利用量、減量化量、最終処分量

(1) 特別管理産業廃棄物の再生利用量

特別管理産業廃棄物の再生利用量は図-III・4に示したように、総排出量約2,545千トンのうち約677千トン（全体の27%）であった。

種類別にみると図-III・6に示すように、再生利用率の高い廃棄物は、特定ばいじんの55%（約235千トン）、廃油の36%（約147千トン）等であった。一方、再生利用率の低い廃棄物は、感染性廃棄物の8%（約29千トン）、特定廃アルカリの9%（約9千トン）、特定汚泥の11%（約26千トン）及び特定廃石綿等の14%（約5千トン）等であった。

また、量的にみると、図-III・7に示すように特定ばいじんの約235千トン（全体の35%）、廃油の約147千トン（同22%）、廃酸の約140千トン（同21%）が多く、これら3種で全体のおよそ8割を占めた。

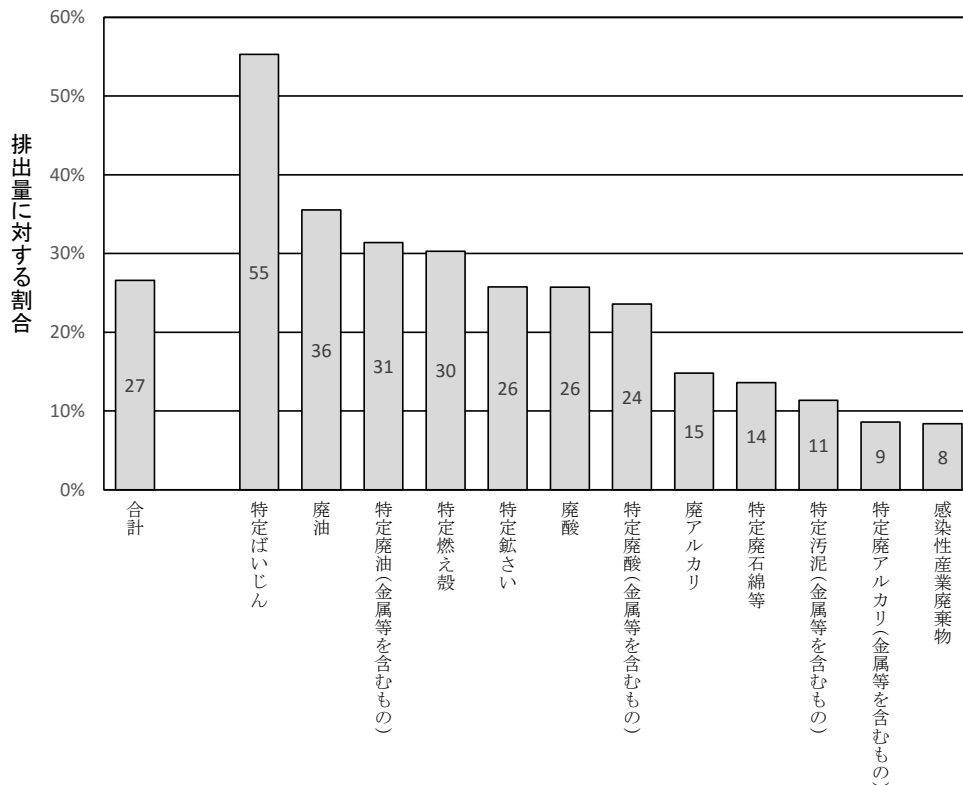
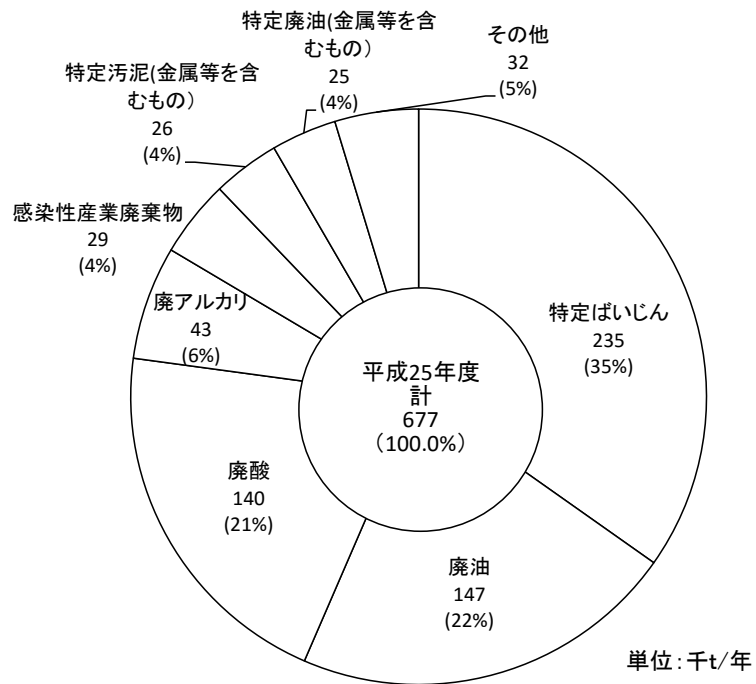


図-III・6 特別管理産業廃棄物の種類別再生利用率（平成25年度実績値）



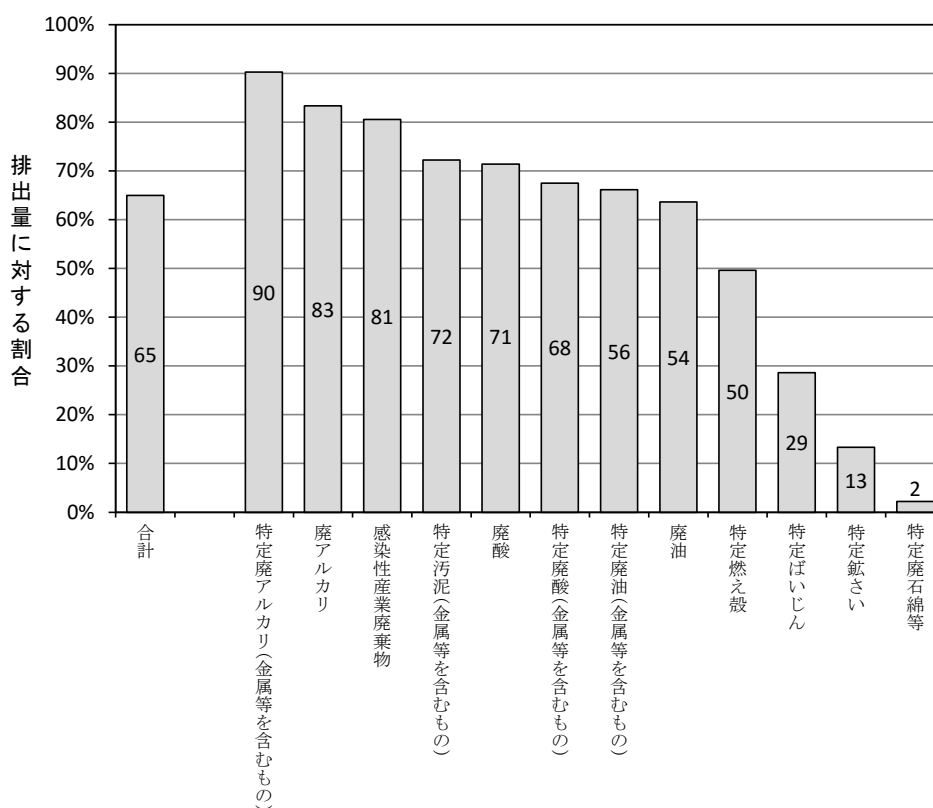
図一Ⅲ・7 特別管理産業廃棄物の再生利用量の種類別内訳 (平成 25 年度実績値)

(2) 特別管理産業廃棄物の減量化量

特別管理産業廃棄物の減量化量は図－Ⅲ・4に示したように、排出量約2,545千トンのうち約1,654千トン(同65%)であった。

種類別にみると図－Ⅲ・8に示すように、減量化率の最も高い廃棄物は、特定廃アルカリの90%(約99千トン)、廃アルカリの83%(約243千トン)、感染性廃棄物の81%(約281千トン)等であった。一方、減量化率の低い廃棄物は、特定廃石綿等の2%(約1千トン)、特定鉍さいの13%(約1千トン)、特定ばいじんの29%(約122千トン)であった。

また、量的にみると、図－Ⅲ・9に示すように廃酸の約387千トン(全体の23%)、感染性廃棄物の約281千トン(同17%)、廃油の約263千トン(同16%)、廃アルカリの約243千トン(同15%)が多く、これら4種で全体のおよそ7割を占めた。



図－Ⅲ・8 特別管理産業廃棄物の種類別減量化率(平成25年度実績値)

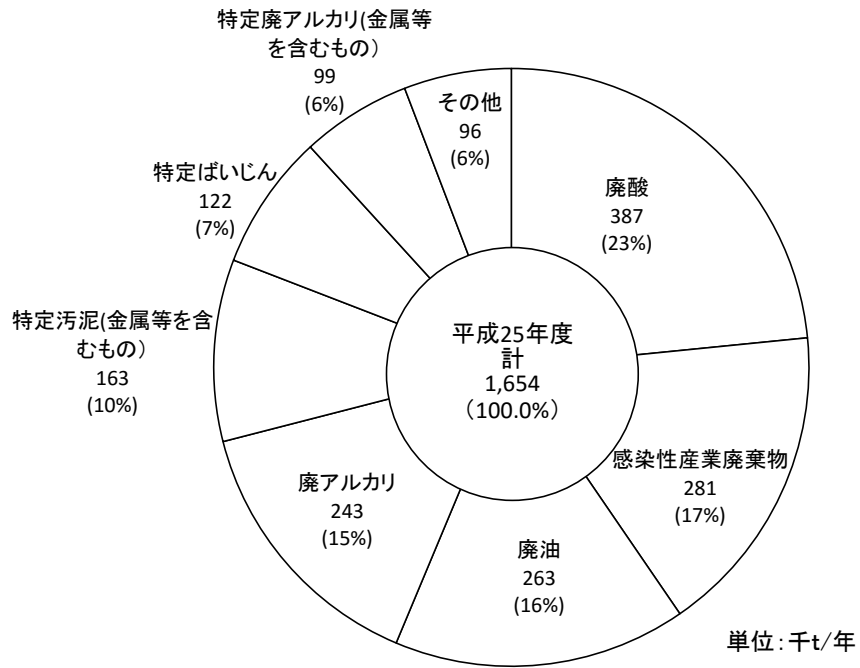


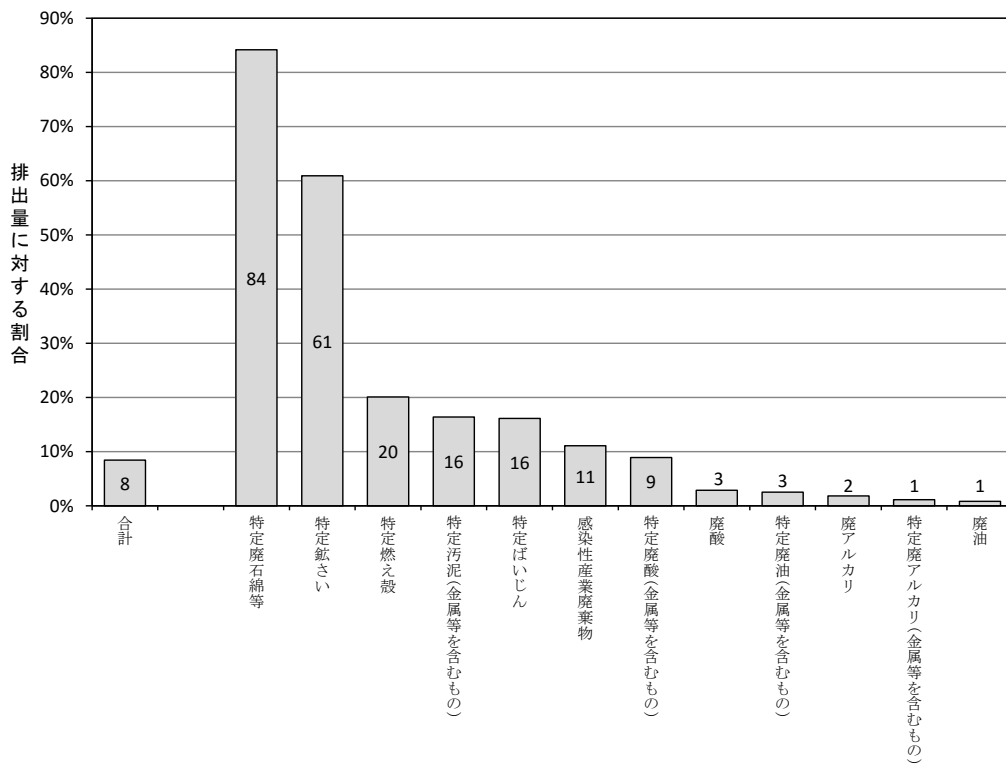
図-III・9 特別管理産業廃棄物の減量化量の種類別内訳 (平成 25 年度実績値)

(3) 特別管理産業廃棄物の最終処分量

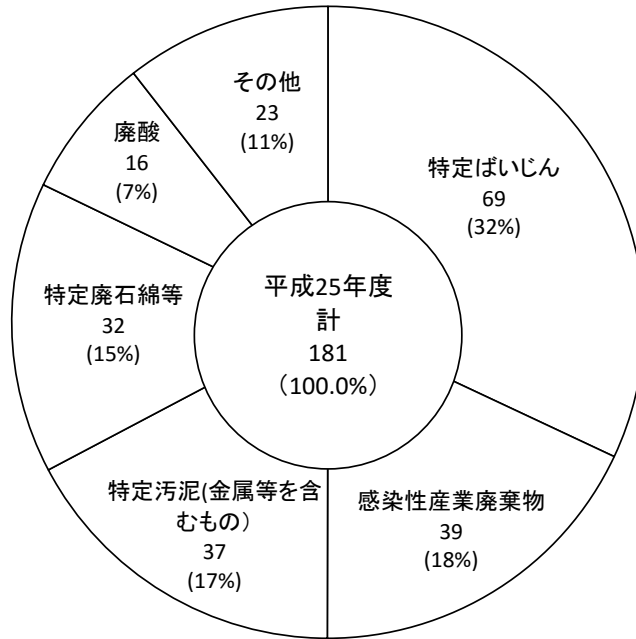
特別管理産業廃棄物の最終処分量は図－Ⅲ・4にしたように、総排出量約2,545千トンのうち約214千トン（全体の8%）であった。

種類別にみると図－Ⅲ・10に示すように、最終処分率の高い廃棄物は、特定廃石綿等の84%（約32千トン）、特定鉱さいの61%（約4千トン）、特定燃え殻の20%（約1千トン）であった。一方、最終処分率の低い廃棄物は、廃油の1%（約3千トン）、特定廃アルカリの1%（約1千トン）、廃アルカリの2%（約5千トン）等であった。

また、量的にみると図－Ⅲ・11に示すように特定ばいじんの約69千トン（同32%）、感染性廃棄物の約39千トン（全体の18%）、特定汚泥の約37千トン（同17%）が多く、合わせて最終処分量全体のおよそ7割を占めた。



図－Ⅲ・10 特別管理産業廃棄物の種類別最終処分率（平成25年度実績値）



単位:千t/年

図一Ⅲ・11 特別管理産業廃棄物の最終処分量の種類別内訳 (平成 25 年度実績値)

4. 特別管理産業廃棄物と産業廃棄物との比較

4-1 業種別排出量

特別管理産業廃棄物と産業廃棄物の排出業種を比較した結果を図-III・12に示す。

産業廃棄物全体では、電気・ガス・熱供給・水道業、農林・漁業、建設業等からの排出量が多く、これらで全体の約7割を占めているが、一方、特別管理産業廃棄物ではこれらの業種からの排出量が全体に占める割合は低く、代わりに鉄鋼業、化学工業、医療・福祉、電子・電気・通信機械器具製造業等の比率が全体の6割を占めている。

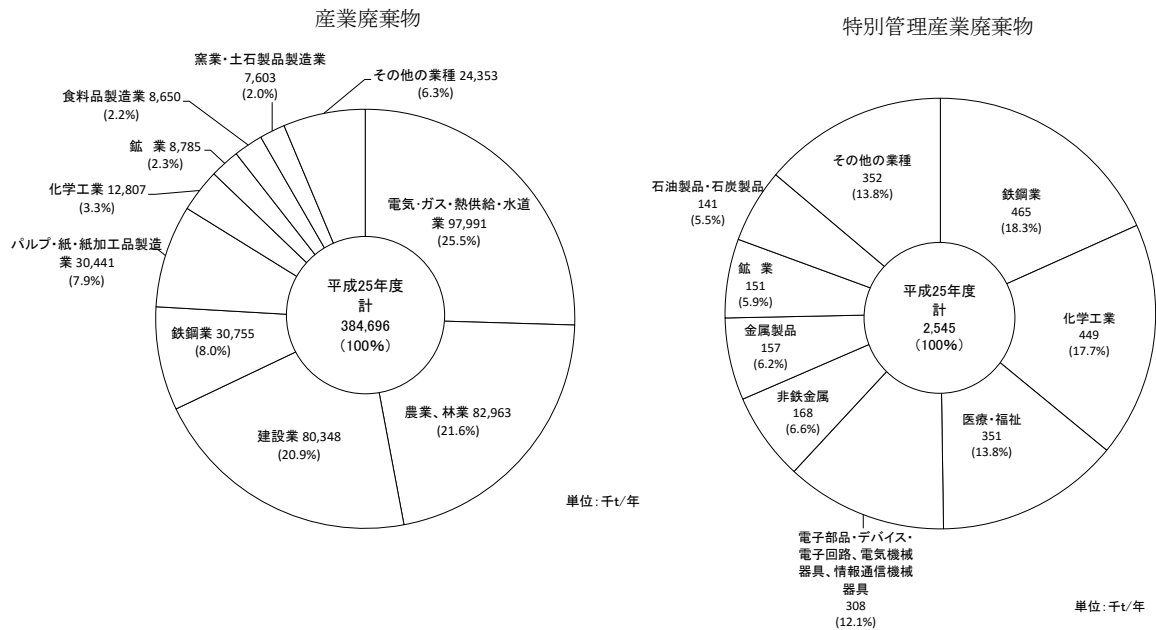


図-III・12 特別管理産業廃棄物と産業廃棄物の排出業種の比較 (平成25年度実績値)

4-2 種類別排出量

特別管理産業廃棄物と産業廃棄物の排出量を種類別に比較した結果を表-III・10及び図-III・13に示す。産業廃棄物に占める特別管理産業廃棄物の割合は、1%以下である。しかし、廃油及び廃酸、廃アルカリに限った場合、特別管理産業廃棄物の占める割合は2割前後と高くなる。

表-III・10 特別管理産業廃棄物と産業廃棄物の種類別排出量の比較（平成25年度実績値）

(単位：千t/年)

廃棄物種類	産業廃棄物 (特管含む)	特別管理産業廃棄物		特別管理 産業廃棄物の 占める割合	備考
			うち特定有害 廃棄物		
燃え殻	1,833	5	5	0.3%	
汚泥	164,169	225	225	0.1%	
廃油	2,912	493	79	16.9%	
廃酸	2,778	602	59	21.7%	
廃アルカリ	2,243	401	109	17.9%	
廃プラスチック類	6,120				
紙くず	896				
木くず	6,991				
繊維くず	89				
動植物性残渣	2,603				
動物系固形不要物	97				
ゴムくず	26				
金属くず	7,815				
ガラスくず、コンクリート 及び陶磁器くず	6,468				
鉱さい	16,761	7	7	0.0%	
がれき類	63,233				
動物のふん尿	82,626				
動物の死体	125				
ばいじん	16,911	426	426	2.5%	
合計	384,696	2,545	948	0.7%	

※網掛け部分は該当する種類の特管物なし

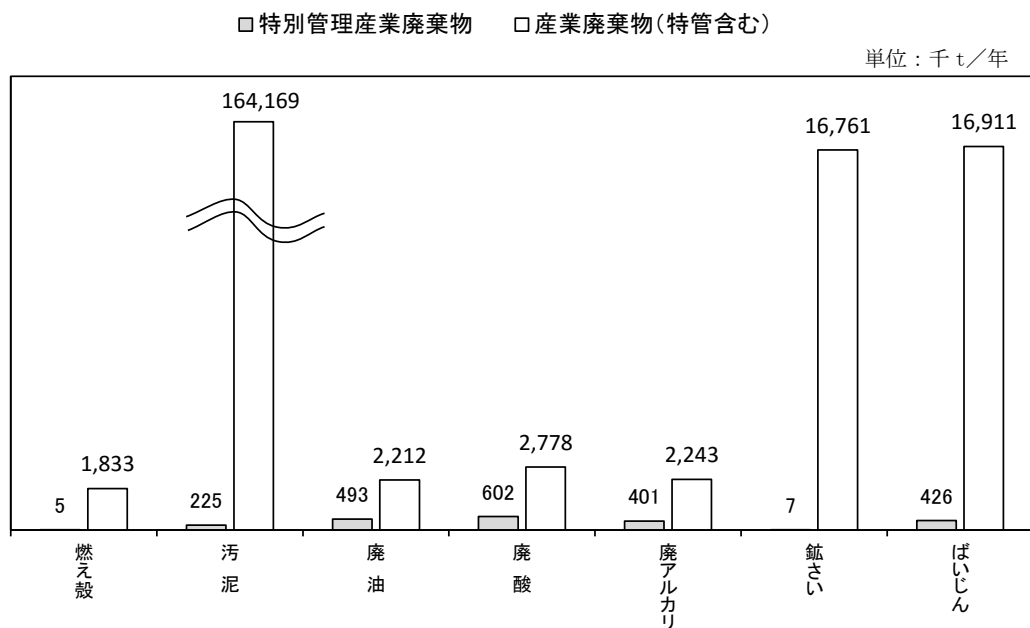


図-III・13 特別管理産業廃棄物と産業廃棄物の種類別排出量の比較（平成25年度実績値）

4-3 地域別排出量

特別管理産業廃棄物と産業廃棄物の排出量を地域別に比較した結果を図-III・14に示す。

産業廃棄物では、関東、中部、九州で約6割を占めているが、特別管理産業廃棄物では、関東、近畿、中部の3地域が約7割を占めている。

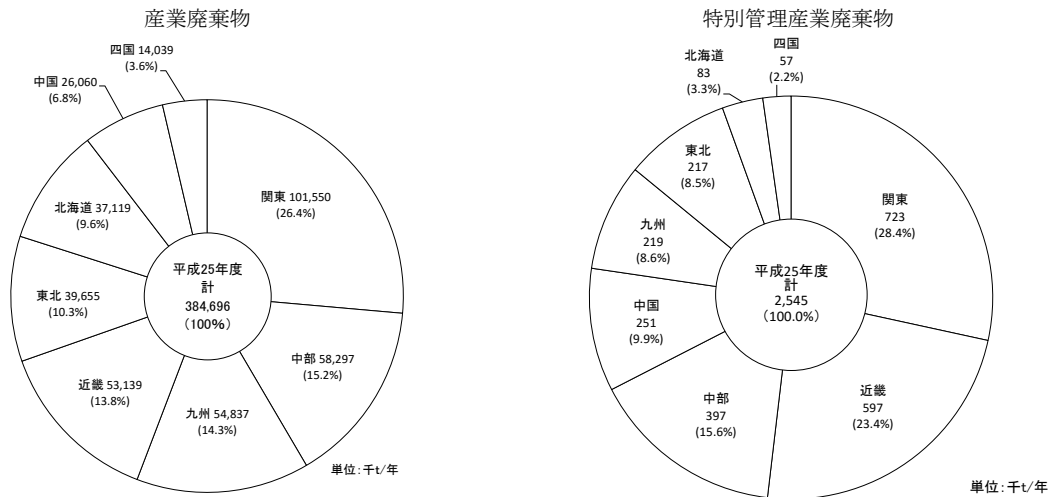


図-III・14 特別管理産業廃棄物と産業廃棄物の排出地域の比較 (平成25年度実績値)

4-4 処理処分状況

特別管理産業廃棄物と産業廃棄物の処理処分比率を比較した結果を図-III・15に示す。

特別管理産業廃棄物では、産業廃棄物に比べて、減量化量及び最終処分量の比率が高くなっている。

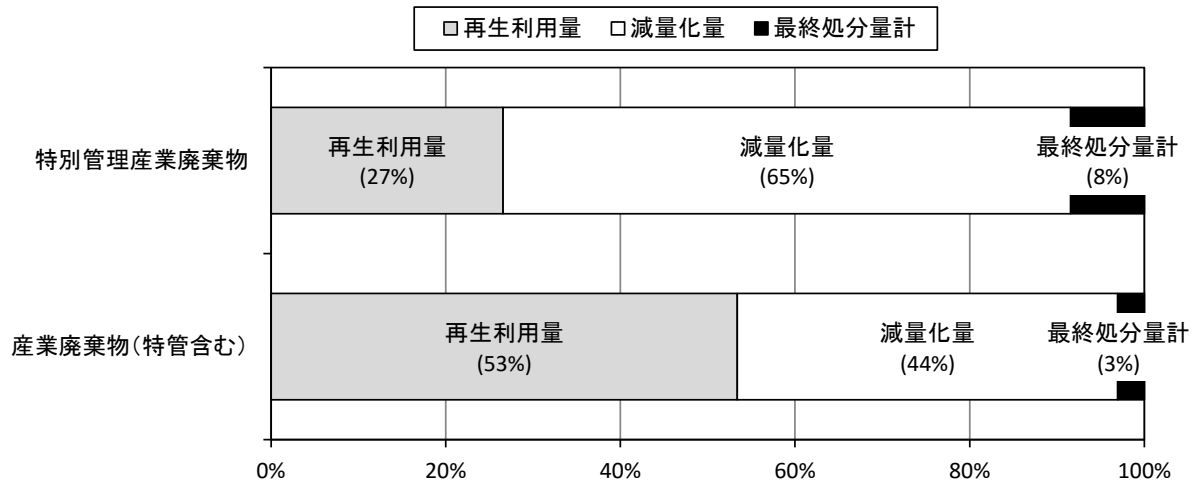


図-III・15 特別管理産業廃棄物と産業廃棄物との処理処分の比較（平成25年度実績値）

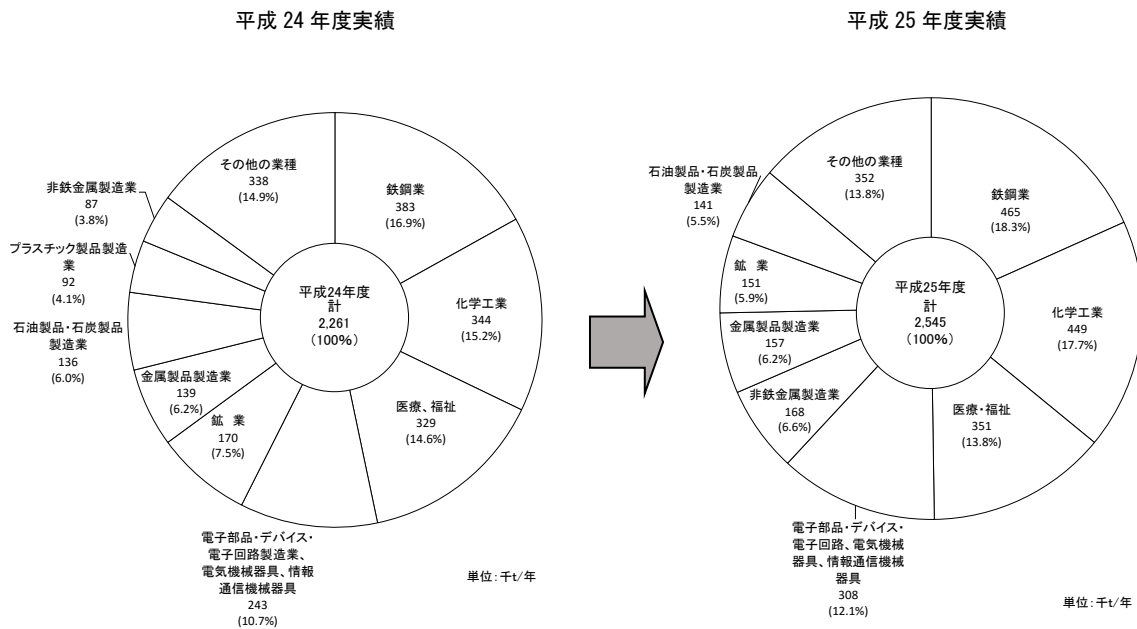
IV. まとめ

推計された特別管理産業廃棄物排出量及び処理・処分状況について、平成24年度実績との比較を行った。

1. 特別管理産業廃棄物の業種別排出量の比較

業種別排出量の比較を図-IV・1に示す。排出量が多い上位10業種は、平成24年度実績と比較すると、上位4業種に変動はなく、5～10位以下は順位の変動はあるが、平成24年度実績と同じ6業種となった。

平成25年度の個別の業種別排出量は、上位4業種がいずれも増加し、鉄鋼業で約82千トン、化学工業で約105千トン、医療・福祉で約22千トン、電子・電気・通信機械器具で約65千トンの増加となっている。



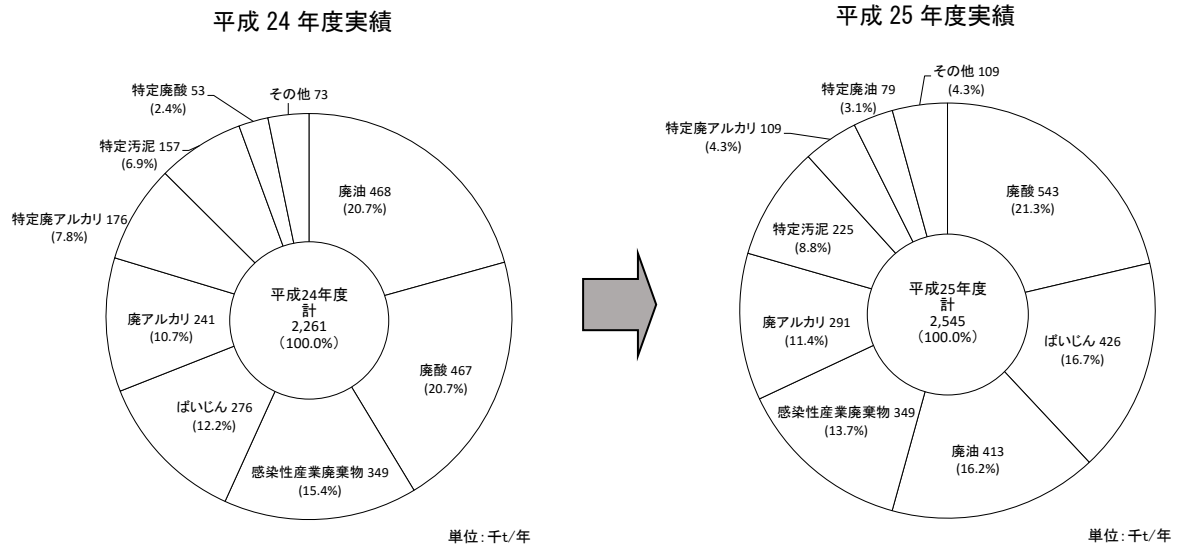
*各業種の特別管理産業廃棄物排出量は、四捨五入してあるため合算した値は合計値と異なる。

図-IV・1 特別管理産業廃棄物の業種別排出量の比較（平成25年度実績値）

2. 特別管理産業廃棄物の種類別排出量の比較

種類別排出利用の比較を図-IV・2に示す。平成25年度の排出量が多い上位3位の特別管理産業廃棄物の種類は、平成24年度実績から変動し、廃酸、ばいじん、廃油の順となった。

平成25年度の種類別排出量は、廃酸が約76千トン、ばいじんは約149千トンが増加しているのに対し、廃油が約54千トン減少している。



*各業種の特別管理産業廃棄物排出量は、四捨五入してあるため合算した値は合計値と異なる。

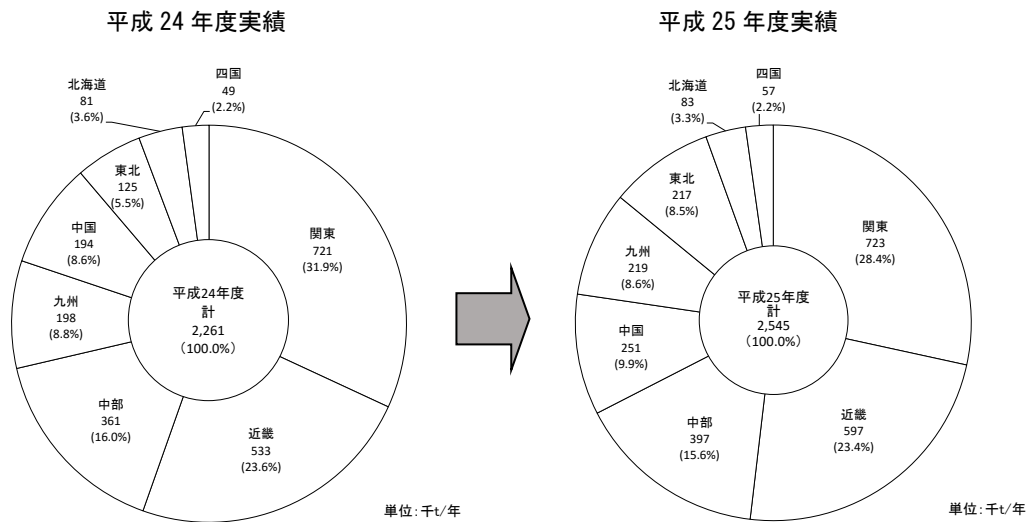
図-IV・2 特別管理産業廃棄物の種類別排出量の比較 (平成25年度実績値)

3. 特別管理産業廃棄物の地域別排出量の比較

地域別排出量の比較を図－IV・3に示す。

平成25年度の特別管理産業廃棄物の地域別排出量は、平成24年度実績と比較すると、上位3地域に変動はないが、中国と九州、北海道と四国の準位がそれぞれ入れ替わっている。

平成25年度の地域別排出量は、上位3地域がいずれも増加し、関東地域で約2千トン、近畿地域で約64千トン、中部地域で約36千トン増加している。



*各業種の特別管理産業廃棄物排出量は、四捨五入してあるため合算した値は合計値と異なる。

図－IV・3 特別管理産業廃棄物の地域別排出量の比較（平成25年度実績値）

資料編

I. 産業廃棄物排出・処理状況調査アンケート調査票及び記入要領

産業廃棄物排出・処理状況調査 調査票記入要領 (平成 25 年度実績 (確定値)・平成 26 年度実績 (速報値))

1. 調査の概要

本調査は、平成 25 年度実績 (確定値) 及び平成 26 年度実績 (速報値) の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の排出及び処理状況を、都道府県別・業種別・廃棄物種類別に調査するものである。なお、調査結果は、環境省及び都道府県・政令市が産業廃棄物処理行政を推進するための基礎資料として活用するものとする。

2. 調査対象

調査は域内の産業廃棄物の排出・処理状況について、平成 25 年度実績調査及び平成 26 年度実績調査を実施した都道府県を対象とする。

3. 回答方法

貴都道府県の産業廃棄物排出・処理状況について、平成 25 年度実績及び平成 26 年度実績別に、同封する CD-R に保存されてある EXCEL ファイルに入力して提出していただく。なお、これらのファイル名において“〇〇県”を該当する都道府県名に修正すると、ファイル内の都道府県名が自動的に反映される。

○平成 25 年度実績調査 (確定値)

CD-R 中の「産廃調査票 (H25)」フォルダ内にある EXCEL ファイルのうち、平成 19 年あるいは平成 25 年改定の日本標準産業分類に基づき調査を行った場合は「A」のファイルを、平成 14 年改定以前の日本標準産業分類に基づき調査を行った場合は、「B」のファイルを使用する。

A : 産廃調査票 H25 (H19 以降改訂) _〇〇県.xls

B : 産廃調査票 H25 (H14 改訂) _〇〇県.xls

○平成 26 年度実績調査 (速報値)

CD-R 中の「産廃調査票 (H26)」フォルダ内にある下記の EXCEL ファイルのうち、平成 25 年度調査と同様に、調査時の産業分類に基づき、A、B のどちらか一方のファイルを使用する。

A : 産廃調査票 H26 (H19 以降改訂) _〇〇県.xls

B : 産廃調査票 H26 (H14 改訂) _〇〇県.xls

4. 調査票 (EXCEL ファイル) の構成

平成 25 年度実績調査、平成 26 年度実績調査ともに、調査票は I から III の 3 種 (合計 8 シート) で構成され、各項目の内容は次の通りである。

(1) 調査状況票 (4 シート : I - 1 ~ I - 4)

各都道府県で実施した既往の産業廃棄物調査の内容を調査するものである。調査項目は、調査時期、調査方法、対象事業所数などである。

(2) 産業廃棄物業種別・種類別排出量調査票 (2 シート : II - 1、II - 2)

産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物含む) 及び特別管理産業廃棄物 (産業廃棄物全体の内数) の業種別・種類別の排出量を調査するものである。平成 19 年及び平成 25 年改定の日本標準産業分類による業種分類を使用する場合は、中分類 (一部小分類) 以上を対象とする。(別表-1 参照)

(3) 産業廃棄物種類別排出・処理状況調査票（2シート：Ⅲ-1、Ⅲ-2）

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物含む）及び特別管理産業廃棄物（産業廃棄物全体の内数）の種類別の排出処理状況を調査するものである。排出処理状況は産業廃棄物排出・処理フローに基づくものである。（フロー図（別図-1）参照）

5. 記入要領

(1) 調査状況（調査票Ⅰ-1）

連絡先や調査時期などを「①調査状況」に記入する。

また、貴都道府県で実施された「調査報告書」を別途送付すること。

1) 連絡先及び担当者

調査結果等の問い合わせ先について、担当部課、電話番号・FAX、担当者、メールアドレスを記入する。

2) 調査実施概況

調査時期及び調査機関名を記入する。また、各都道府県で自ら行った場合は担当部課名を記入する。

(2) 調査方法（調査票Ⅰ-2、3）

- 「②産業廃棄物排出状況の調査方法（業種毎）」及び「④産業廃棄物処理状況の調査方法（処理区分毎）」について、排出状況及び処理状況の調査方法を、**別表-3**の調査方法コードの中から該当する調査方法を選び**コード番号で記入する**。未調査の場合は「-」を記入する。**複数回答の場合は、半角カンマで区切って記入する（例：3,4）**。

「その他」の場合は、コード番号「15」を記入し、備考欄に具体的な方法または名称を記入する。調査方法にコメントが必要な場合も、備考欄に記入する。

- 「③業種別排出量の算出方法」及び「⑤処理項目毎の推計量の算出方法」について、排出量及び処理量の算出方法を記入する。記入スペースが足りない場合は、シートを追加し記入する。なお、算出方法が記載されている資料を添付することも可とする。その場合は、当該算出方法をどの産業分類またはフロー図（別図-1）の項目について用いたかを明記する。

(3) 調査実施状況一覧（調査票Ⅰ-4）

「⑥調査実施状況一覧」に、下記の項目について可能な範囲で業種毎に該当欄に記入する。

- (a)～(d)には、該当する事業者数を記入する。

(a)調査対象事業所数 : 都道府県における調査対象業種の総事業所数

(b)抽出事業所数 : 調査対象事業所のうち、実際の調査対象（調査票の送付対象者）として抽出した事業所数

(c)回収事業所数 : 調査回答を回収した事業所数

(d)有効回答数 : 調査回答のうち集計に有効であった事業所数

- (e)～(j)には、事業者調査データ等から都道府県全体への排出推計にあたって用いた活動量に係る事項を記入する。ここで、活動量とは、年間年間製造品出荷額（製造業）、年間元請完成工事高（建設業）、従業員数（サービス業等）のような、各業種における事業活動の度合いの指標となる数字の中から、統計情報が整備されていて利用しやすいものを使用する。

(e)集計活動量指標 : 有効回答である事業所の活動量の合計値

(f)母集団活動量指標 : 都道府県全体の調査対象業種の活動量の合計値

(g)集計廃棄物量 : 有効回答数に含まれる事業所の産業廃棄物量の合計値

(h)推計廃棄物量 : 推計によって算出した産業廃棄物量の合計値

(i)使用した活動量指標の名称 : (e)～(h)で使用した活動量の名称（資料調査の場合は資料名）

(j)活動量指標の単位 : 活動量の単位

※(g)、(h)の廃棄物量の単位は、“トン/年”とする（1トン未満は四捨五入）

(4) 産業廃棄物業種別・種類別排出量調査票 (調査票Ⅱ-1、2)

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）及び特別管理産業廃棄物（産業廃棄物全体の内数）の業種別・種類別の排出量を、該当欄に記入する。回答欄のうち、網掛け個所は記入しない。

特別管理産業廃棄物については、貴都道府県で実施された調査において調査対象とされた種類のみで可とする。

また、調査対象業種が中小分類の項目はできるだけ中小分類（薄オレンジ色のセル）で回答していただくが、取りまとめ上、大分類のみまでしか集計できていない場合は、大分類の欄（緑色のセル）に記入すること。

なお、単位はトン／年とし、1トン未満は四捨五入する。

排出量が0（ゼロ）の場合は『0』と明記し、未調査による不明箇所は空欄にする。

(5) 産業廃棄物種類別排出・処理状況調査票 (調査票Ⅲ-1、2)

産業廃棄物実態調査等の集計による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）及び特別管理産業廃棄物（産業廃棄物全体の内数）の種類別処理処分量を該当欄に記入する。

排出量及び処理量のフロー図（別図-1）を参照して（4）と同要領で記入する。

産業廃棄物は発生から最終処分まで種類が変わらないものとして記入する。

また、処理区分はフロー図（別図-1）のとおりで回答していただくが、取りまとめ上、処理区分が自己処理、委託処理の区別がない合計量を計上している場合は、調査票右端にある所定の欄に記入すること。

また、フロー図（別図-1）の処理状況が適用できない場合は、貴都道府県における独自の処理状況を示す資料を添付すること。

別表－１ 調査対象業種の区分（平成19,25年度改訂の日本標準産業分類による）

大分類	中分類	小分類	細分類	
(A)農業、林業	(A01)農業	(A011)耕種農業		
		(A012)畜産農業		
	(A02)林業			
(B)漁業	(B03)漁業			
		(B04)水産養殖業		
(C)鉱業、採石業、砂利採取業【鉱業】	(C)鉱業、採石業、砂利採取業			
(D)建設業	(D)建設業			
(E)製造業	(E09)食料品製造業			
	(E10)飲料・たばこ・飼料製造業			
	(E11)繊維工業			
	(E12)木材・木製品製造業			
	(E13)家具・装備品製造業			
	(E14)パルプ・紙・紙加工品製造業			
	(E15)印刷・同関連業			
	(E16)化学工業			
	(E17)石油製品・石炭製品製造業			
	(E18)プラスチック製品製造業			
	(E19)ゴム製品製造業			
	(E20)なめし革・同製品・毛皮製造業			
	(E21)窯業・土石製品製造業			
	(E22)鉄鋼業			
	(E23)非鉄金属製造業			
	(E24)金属製品製造業			
	(E25)はん用機械器具製造業			
	(E26)生産用機械器具製造業			
	(E27)業務用機械器具製造業			
	(E28)電子部品・デバイス・電子回路製造業			
	(E29)電気機械器具製造業			
(E30)情報通信機械器具製造業				
(E31)輸送用機械器具製造業				
(E32)その他の製造業				
(F)電気・ガス・熱供給・水道業 【電気・水道業】	(F33)電気業			
	(F34)ガス業			
	(F35)熱供給業			
	(F36)水道業	(F361)上水道業	(F363)下水道業	
(G)情報通信業	(G37)通信業			
	(G38)放送業			
	(G39)情報サービス業			
	(G40)インターネット付随サービス業			
	(G41)映像・音声・文字情報制作業			
(H)運輸業、郵便業【運輸業】	(H42)鉄道業			
	(H43)道路旅客運送業			
	(H44)道路貨物運送業			
(I)卸売業、小売業 【卸・小売業】	(I50)各種商品卸売業			
	(I53)建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	(I531)建築材料卸売業	(I5311)木材・竹材卸売業	
	(I56)各種商品小売業			
	(I59)機械器具小売業	(I591)自動車小売業	(I593)機械器具小売業	
	(I60)その他の小売業	(I601)家具・建具・畳小売業		
		(I602)じゅう器小売業		
		(I605)燃料小売業		
(K)不動産業、物品賃貸業【不動産業】	(K70)物品賃貸業			
(L)学術研究、専門・技術サービス業 【学術研究】	(L71)学術・開発研究機関			
	(L74)技術サービス業	(L746)写真業		
(M)宿泊業、飲食サービス業【宿泊・飲食】	(M76)飲食店			
(N)生活関連サービス業、娯楽業【生活関連】	(N78)洗濯・理容・美容・浴場業	(N781)洗濯業		
(O)教育、学習支援業	(O)教育、学習支援業			
(P)医療、福祉【医療・福祉】	(P83)医療業			
(Q)複合サービス事業	(Q)複合サービス事業			
(R)サービス業（他に分類されないもの） 【サービス業】	(R89)自動車整備業	(R891)自動車整備業		
	(R95)その他のサービス業	(R952)と畜業		
(S)公務（他に分類されるものを除く）【公務】	(S)公務			

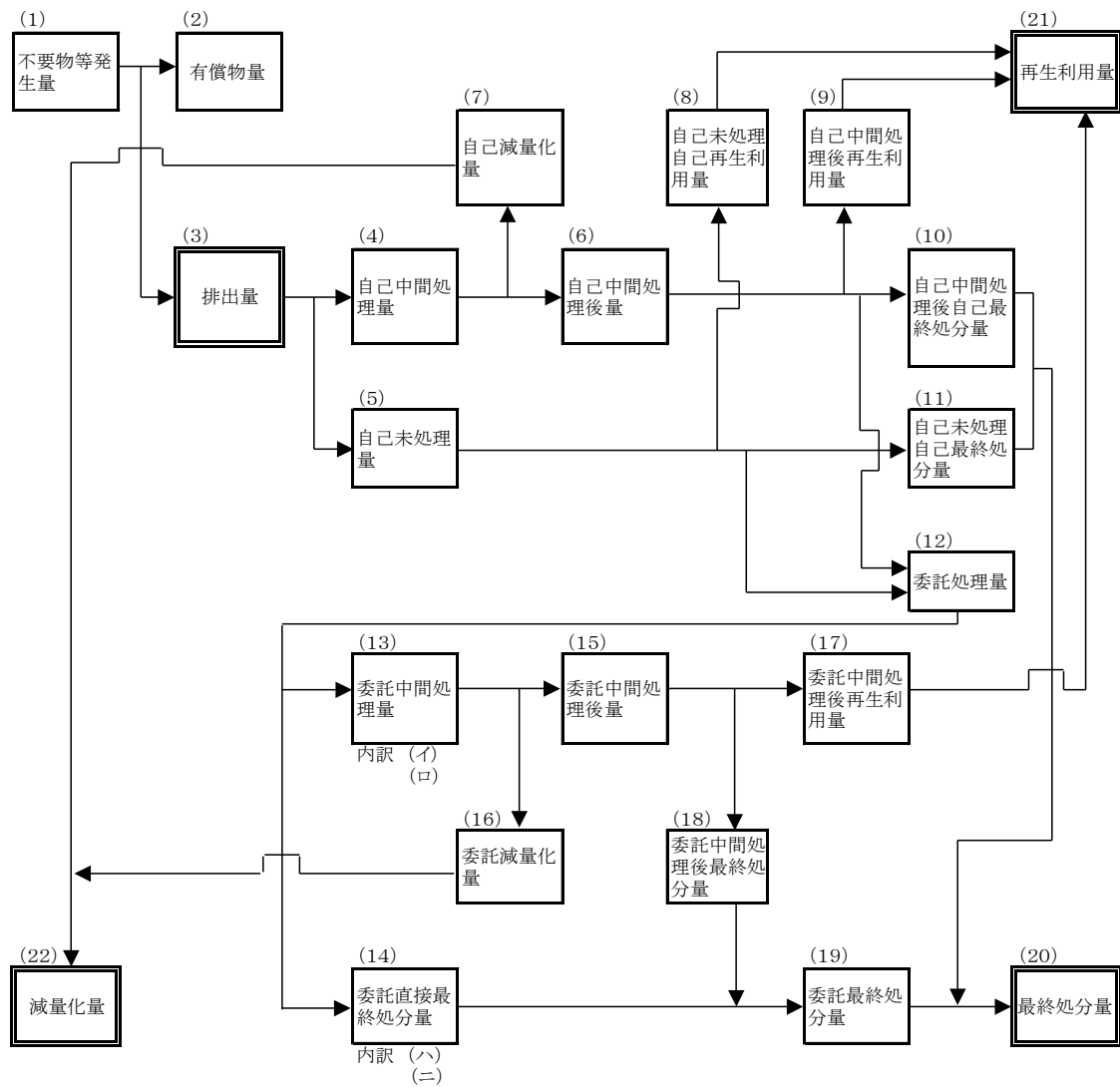
注)表中の（ ）は、日本標準産業分類の分類番号を、【 】は、略称を示す。

別表 - 2 用語の定義

項目	フロー図 No	定義	
不要物等発生量	(1)	事業場内等で生じた産業廃棄物量(*1)及び有償物量	
有償物量	(2)	(1)の発生量のうち、中間処理されることなく、他者に有償で売却した量	
排出量	(3)	(1)の発生量のうち、(2)の有償物量を除いた量	
自己処理	自己中間処理量	(4)	(3)の排出量のうち、自ら中間処理した廃棄物量で処理前の量
	自己未処理量	(5)	(3)の排出量のうち、自己中間処理されなかった量
	自己中間処理後量	(6)	(4)で中間処理された後の廃棄物量
	自己減量化量	(7)	(4)の自己中間処理量から(6)の自己中間処理後量を差し引いた量
	自己未処理自己再生利用量	(8)	(5)の自己未処理量のうち、他者に有償売却できないものを自ら利用(*2)した量
	自己中間処理後再生利用量	(9)	(6)の自己中間処理後量のうち、自ら利用し又は他者に有償で売却した量
	自己中間処理後自己最終処分量	(10)	(6)の自己中間処理後量のうち、自己の埋立地に処分した量
委託処理	自己未処理自己最終処分量	(11)	(5)の自己未処理量のうち、自己の埋立地に処分した量
	委託処理量	(12)	(6)の自己中間処理後量及び(5)の自己未処理量のうち中間処理及び最終処分を委託した量
	委託中間処理量	(13)	(12)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理された量
	委託直接最終処分量	(14)	(12)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理されることなく最終処分された量
	委託中間処理後量	(15)	(13)で中間処理された後の廃棄物量
	委託減量化量	(16)	(13)の委託中間処理量から(15)の委託中間処理後量を差し引いた量
	委託中間処理後再生利用量	(17)	(15)の委託中間処理後量のうち、処理業者等で自ら利用し又は他者に有償で売却した量
委託中間処理後最終処分量	(18)	(15)の委託中間処理後量のうち、最終処分された量	
委託最終処分量	(19)	処理業者等で最終処分された量	
最終処分量	(20)	排出事業者と処理業者等の最終処分量の合計	
再生利用量	(21)	排出事業者、処理業者等で再生利用された量	
減量化量	(22)	排出事業者又は、処理業者等の中間処理により減量された量	

(*1)建設業以外からのがれき類の排出は事業者が自ら解体した場合に限られ、建設工事等における排出事業者には、原則として元請け業者が該当する。

(*2)「自ら利用」：排出者が自己の生産工程へ投入して原材料として使用する場合は「自ら利用」に該当する。なお、抜根の森林への自然還元についても「自ら利用」に該当する。



注) (イ); (5)のうち委託中間処理された量
 (ロ); (6)のうち "
 (ハ); (5)のうち委託最終処分された量
 (ニ); (6)のうち "

別図 - 1 排出量及び処理状況のフロー図
 (都道府県内で排出され、都道府県内及び都道府県外で処理処分した合計量)

別表－３ 調査方法コード

調査方法			コード番号	
排出事業者に対する調査	全数調査		1	
	標本調査	全県一律	単純無作為抽出	2
			層別無作為抽出	3
		地域分割	単純無作為抽出	4
			層別無作為抽出	5
	資料調査		6	
処理業者に対する調査	全数調査		7	
	標本調査		8	
	資料調査		9	
行政報告利用法	多量排出事業者に関する報告		10	
	処理業者の実績に関する報告		11	
	その他法的な報告		12	
過去調査結果利用法	過去調査時の原単位を使用する方法		13	
	原単位以外で前回結果を使用する方法		14	
その他			15	

「全数調査」：統計で、対象となる集団全部をもれなく調査すること。

「標本調査」：母集団から標本を抜き出して、それについて調査し、数学的（確率論的）に母集団の性質を推測すること。

「資料調査」：既に公表されている統計資料等にもとづいて調査すること。

調査票 I - 1

調査票 I - 1

都道府県名	
-------	--

平成25年度実績産業廃棄物排出・処理状況調査票(実績値)

(H19,25改訂産業分類対応版)

①調査状況

1) 連絡先及び担当者

担当部課名	部(局)	課(室)	係
電話番号(代表/直通)	内線	FAX	
担当者名	メールアドレス		

2) 調査実施概況

調査時期	調査機関名
平成 年 月 ~ 平成 年 月	

調査票 I-2

調査票 I-2 (H19.25改訂産業分類対応版)
 ②産業廃棄物排出状況の調査方法(業種毎)

- * 産業廃棄物の排出状況の調査方法を、「調査票記入要領」の「別表-3」から選び、コード番号を記入してください。
- * 未調査の場合は“-”を入力してください。
- * 複数回答の場合は半角カンマで区切って入力してください(例:3,4)。
- * 調査対象業種が中小分類の項目は、中小分類(薄オレンジのセル)に記入してください。取りまとめ上、大分類のみの場合は、大分類(緑のセル)に記入してください。
- * 調査方法にコメントが必要な場合は備考欄に記入してください。

大分類	番号	産業分類			コード	調査方法の種類 排出状況調査	備考
		中分類	小分類	細分類			
(A) 農業、林業	農業、林業大分類			A			
	1	農業	耕種農業	A011			
	2		畜産農業	A012			
	3	林業		A02			
4	上記以外の農業、林業						
(B) 漁業	漁業大分類			B			
	5	漁業		B03			
	6	水産養殖業		B04			
(C) 鉱業	7	鉱業、採石業、砂利採取業		C			
(D) 建設業	8	建設業		D			
(E) 製造業	製造業大分類			E			
	9	食料品製造業		E09			
	10	飲料・たばこ・飼料製造業		E10			
	11	繊維工業		E11			
	12	木材・木製品製造業		E12			
	13	家具・装飾品製造業		E13			
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業		E14			
	15	印刷・同関連業		E15			
	16	化学工業		E16			
	17	石油製品・石炭製品製造業		E17			
	18	プラスチック製品製造業		E18			
	19	ゴム製品製造業		E19			
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業		E20			
	21	薬業・土石製品製造業		E21			
	22	鉄鋼業		E22			
	23	非鉄金属製造業		E23			
	24	金属製品製造業		E24			
	25	はん用機械器具製造業		E25			
	26	生産用機械器具製造業		E26			
	27	業務用機械器具製造業		E27			
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業		E28			
	29	電気機械器具製造業		E29			
	30	情報通信機械器具製造業		E30			
	31	輸送用機械器具製造業		E31			
	32	その他の製造業		E32			
	(F) 電気・ガス・熱供給・水道業	電気・ガス・熱供給・水道業大分類			F		
		33	電気業		F33		
		34	ガス業		F34		
		35	熱供給業		F35		
		36	水道業	上水道業	F361		
	37		下水道業	F363			
	(G) 情報通信業	情報通信業大分類			G		
38		通信業		G37			
39		放送業		G38			
40		情報サービス業		G39			
41		インターネット付随サービス業		G40			
42	映像・音声・文字情報制作業		G41				
(H) 運輸業、郵便業	運輸業、郵便業大分類			H			
	43	鉄道業		H42			
	44	道路旅客運送業		H43			
	45	道路貨物運送業		H44			
46	上記以外の運輸業、郵便業						
(I) 卸売業、小売業	卸売業、小売業大分類			I			
	47	各種商品卸売業		I50			
	48	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	建築材料卸 木材・竹材卸	I511			
	49	各種商品小売業		I56			
	50	機械器具小売業	自動車小売業	I591			
	51		機械器具小売業	I593			
	52	その他の小売業	家具・建具・畳小売業	I601			
	53		じゅうぶ小売業	I602			
	54	燃料小売業		I605			
	55	上記以外の卸売業、小売業					
(K) 不動産業、物品賃貸業	不動産業、物品賃貸業大分類			K			
	56	物品賃貸業		K70			
(L) 学術研究、専門・技術サービス業	学術研究、専門・技術サービス業大分類			L			
	57	学術・開発研究機関		L71			
	58	技術サービス業	写真業	L746			
(M) 宿泊業、飲食サービス業	宿泊業、飲食サービス業大分類			M			
	59	飲食店		M76			
60	上記以外の宿泊業、飲食サービス業						
(N) 生活関連サービス業、娯楽業	生活関連サービス業、娯楽業大分類			N			
	61	洗濯・理容・美容・浴場業	洗濯業	N781			
(O) 教育、学習支援業	62	教育、学習支援業		O			
(P) 医療、福祉	医療、福祉大分類			P			
	63	医療業		P93			
64	上記以外の医療、福祉						
(Q) 複合サービス事業	複合サービス事業			Q			
	65	サービス業大分類		R			
(R) サービス業	66	自動車整備業	自動車整備業	R891			
	67	その他のサービス業	と畜場	R952			
	68	上記以外のサービス業					
(S) 公務	69	公務		S			

都道府県名 実績年度 平成25年度

③業種別排出量の算出方法

- * 業種毎の排出量の算出方法をご記入下さい。記入スペースが足りない場合は、シートを追加して記入下さい。
- * 算出方法が記載されている資料を添付していただくことも可とするが、当該算出方法での産業分類で用いたか明記すること。

調査票 I-3

(H19.2改訂産業分類対応版)

都道府県名

実施年度

平成25年度

④産業廃棄物処理状況の調査方法(処理区分毎)

- 産業廃棄物の処理状況の調査方法を、「調査票記入要領」の別紙-3から選び、コード番号を記入してください。
- 未調査の場合は、「-」を入力してください。
- 複数回答の場合は半角カンマで区切って入力してください(例:3,4)。
- 調査方法にコメントが必要な場合は備考欄に記入してください。

フロー図の項目	不 等 生 産	排 出 量	自 己 中 間 処 理 量	自 己 未 処 理 量	自 己 未 生 産 利 用 量	自 己 成 果 化 量	自 己 中 間 処 理 量	自 己 中 間 最 終 処 理 量	自 己 中 間 最 終 処 理 量	委託 処理 量	委託処理区分						合計量で把握している場合はこゝへ記入する。									
											委託 中間 最 終 処 理 量	委託 中間 利 用 量	委託 成 果 化 量	委託 中間 利 用 量	委託 中間 最 終 処 理 量	委託 中間 最 終 処 理 量	委託 中間 最 終 処 理 量	直接 生 産 利 用 量	直 接 成 果 化 量	直 接 最 終 処 理 量						
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13-1)	(13-2)	(14-1)	(14-2)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)
不 等 生 産																										
排 出 量																										
自 己 中 間 処 理 量																										
自 己 未 処 理 量																										
自 己 未 生 産 利 用 量																										
自 己 成 果 化 量																										
自 己 中 間 処 理 量																										
自 己 中 間 最 終 処 理 量																										
委 託 処 理 量																										
委 託 中 間 最 終 処 理 量																										
委 託 中 間 利 用 量																										
委 託 成 果 化 量																										
委 託 中 間 最 終 処 理 量																										
委 託 中 間 最 終 処 理 量																										
直 接 生 産 利 用 量																										
直 接 成 果 化 量																										
直 接 最 終 処 理 量																										
合 計																										
備 考																										

⑤個別に調査方法が相違する場合は、下表に廃棄物の種類を記入し、それぞれの調査方法の種類をご回答ください。

- 産業廃棄物の処理状況の調査方法を、「調査票記入要領」の別紙-3から選び、コード番号を記入してください。
- 未調査の場合は、「-」を入力してください。
- 複数回答の場合は半角カンマで区切って入力してください(例:3,4)。
- 廃棄物の種類の回答欄が不足した場合は、行を追加してください。

フロー図の項目	不 等 生 産	排 出 量	自 己 中 間 処 理 量	自 己 未 処 理 量	自 己 未 生 産 利 用 量	自 己 成 果 化 量	自 己 中 間 処 理 量	自 己 中 間 最 終 処 理 量	自 己 中 間 最 終 処 理 量	委託 処理 量	委託処理区分						合計量で把握している場合はこゝへ記入する。									
											委託 中間 最 終 処 理 量	委託 中間 利 用 量	委託 成 果 化 量	委託 中間 利 用 量	委託 中間 最 終 処 理 量	委託 中間 最 終 処 理 量	委託 中間 最 終 処 理 量	直接 生 産 利 用 量	直 接 成 果 化 量	直 接 最 終 処 理 量						
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13-1)	(13-2)	(14-1)	(14-2)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)
不 等 生 産																										
排 出 量																										
自 己 中 間 処 理 量																										
自 己 未 処 理 量																										
自 己 未 生 産 利 用 量																										
自 己 成 果 化 量																										
自 己 中 間 処 理 量																										
自 己 中 間 最 終 処 理 量																										
委 託 処 理 量																										
委 託 中 間 最 終 処 理 量																										
委 託 中 間 利 用 量																										
委 託 成 果 化 量																										
委 託 中 間 最 終 処 理 量																										
委 託 中 間 最 終 処 理 量																										
直 接 生 産 利 用 量																										
直 接 成 果 化 量																										
直 接 最 終 処 理 量																										
合 計																										
備 考																										

⑥処理項目毎の推計量の算出方法

- 処理項目ごとの推計量の算出方法を記入してください。記入スペースが足りない場合は、シートを追加して記入下さい。
- 算出方法が記載されている資料を添付していただくことも可とするが、当該算出方法をどのフロー図の項目に用いるかが明記すること。

調査票Ⅱ-2

調査票Ⅱ-2

(H19.25改訂産業分類対応版)

都道府県名	実績年度	平成25年度
-------	------	--------

産業廃棄物業種別・種類別排出量調査票(特別管理産業廃棄物(産業廃棄物全体の内数)の業種別・種類別排出量)

※特別管理産業廃棄物(産業廃棄物全体の内数)の業種別・種類別の排出量を記入してください。
 ※排出量が「0(ゼロ)」の場合は「0」と明記し、未調査による不明箇所は空欄にしてください。
 ※特別管理産業廃棄物は、貴都道府県で実施された調査において調査対象とされた種類までで構いません。
 ※調査対象業種が中小分類の項目は、中小分類(薄オレンジのセル)に記入してください。取りまとめ上、大分類の場合は、大分類(緑のセル)に記入してください。

(単位:トン/年)

大分類	番号	産業分類	コード	廃油	廃酸	廃アルカリ	感染性 産業廃棄物	鉱さい	廃石綿等	燃え殻	ばいじん	特定有害産業廃棄物				合計	
												廃油 (金額等を含むもの)	汚泥 (金額等を含むもの)	廃酸 (金額等を含むもの)	廃アルカリ (金額等を含むもの)		
農業、林業		農業、林業大分類	A														
	1	稲作農業	A011														
	2	畜産農業	A012														
	3	林業	A02														
漁業		漁業大分類	B														
	5	漁業	B03														
	6	水産養殖業	B04														
		上記以外の農業、林業															
鉱業		鉱業大分類	C														
	7	鉱業、採石業、砂利採取業															
建設業		建設業大分類	D														
	8	建設業															
製造業		製造業大分類	E														
	9	食料品製造業	E09														
	10	飲料・たばこ・飼料製造業	E10														
	11	繊維工業	E11														
	12	木材・木製品製造業	E12														
	13	家具・寝具品製造業	E13														
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業	E14														
	15	印刷・同関連業	E15														
	16	化学工業	E16														
	17	石油製品・石炭製品製造業	E17														
	18	プラスチック製品製造業	E18														
	19	ゴム製品製造業	E19														
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業	E20														
	21	窯業・土石製品製造業	E21														
	22	鉄鋼業	E22														
	23	非鉄金属製造業	E23														
	24	金属製品製造業	E24														
	25	はん用機械器具製造業	E25														
	26	生産用機械器具製造業	E26														
	27	業務用機械器具製造業	E27														
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	E28														
	29	電気機械器具製造業	E29														
	30	情報通信機械器具製造業	E30														
	31	輸送用機械器具製造業	E31														
	32	その他の製造業	E32														
	電気・ガス・熱供給・水道業		電気・ガス・熱供給・水道業大分類	F													
		33	電気業	F33													
		34	ガス業	F34													
		35	熱供給業	F35													
		36	上水道業	F361													
		37	下水道業	F363													
	情報通信業		情報通信業大分類	G													
		38	通信業	G37													
39		放送業	G38														
40		情報サービス業	G39														
41		インターネット付随サービス業	G40														
42		映像・音声・文字情報制作業	G41														
運輸業、郵便業		運輸業、郵便業大分類	H														
	43	鉄道業	H42														
	44	道路旅客運送業	H43														
	45	道路貨物運送業	H44														
卸売業、小売業		卸売業、小売業大分類	I														
	47	各種商品卸売業	I50														
	48	木材・竹材卸売業	I511														
	49	各種商品小売業	I56														
	50	自動車小売業	I591														
	51	機械器具小売業	I593														
	52	家具・建具・畳小売業	I601														
	53	じゅうぎょう小売業	I602														
	54	燃料小売業	I605														
	55	上記以外の卸売業、小売業															
	不動産業、物品賃貸業		不動産業、物品賃貸業大分類	K													
56		物品賃貸業	K70														
学術研究、専門・技術サービス業			学術研究、専門・技術サービス業大分類	L													
	57	学術・開発研究機関	L71														
	58	写真業	L746														
宿泊業、飲食サービス業		宿泊業、飲食サービス業大分類	M														
	59	飲食店	M76														
生活関連サービス業、娯楽業		生活関連サービス業、娯楽業大分類	N														
	61	洗濯業	N781														
教育、学習支援業		教育、学習支援業大分類	O														
	62	医療、福祉大分類	P														
医療、福祉		医療業	P83														
	64	上記以外の医療、福祉															
教育、学習支援業		複合サービス事業	Q														
		サービス業大分類	R														
	66	自動車整備業	R891														
サービス業	67	上番場	R952														
	68	上記以外のサービス業															
	69	公務	S														
	合計																

調査票Ⅲ-1 (H19.25改訂産廃分類対応版)

産業廃棄物種類別排出・処理状況調査票 (産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物を含む) の種類別処理処分量)

都道府県名	業種年度	平成25年度
-------	------	--------

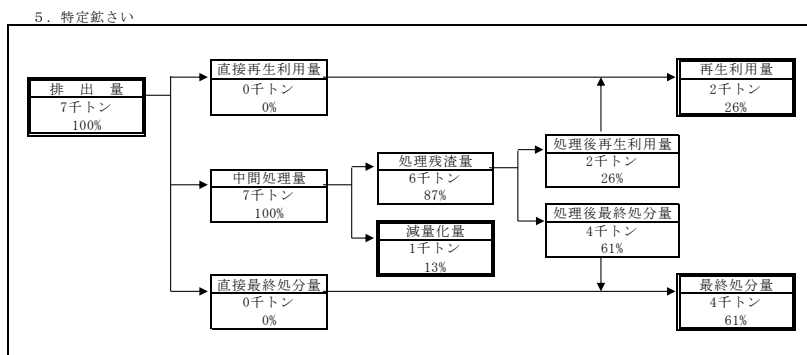
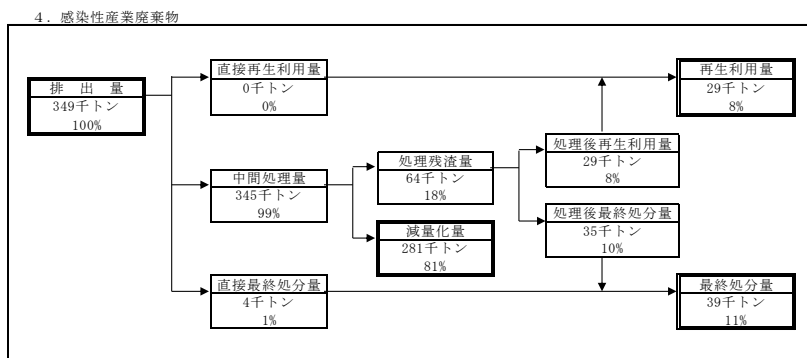
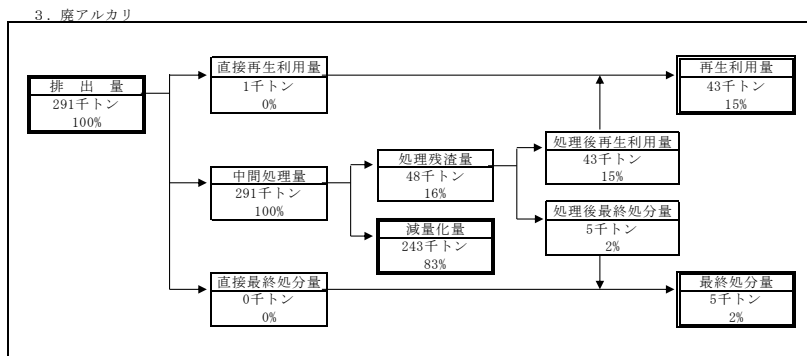
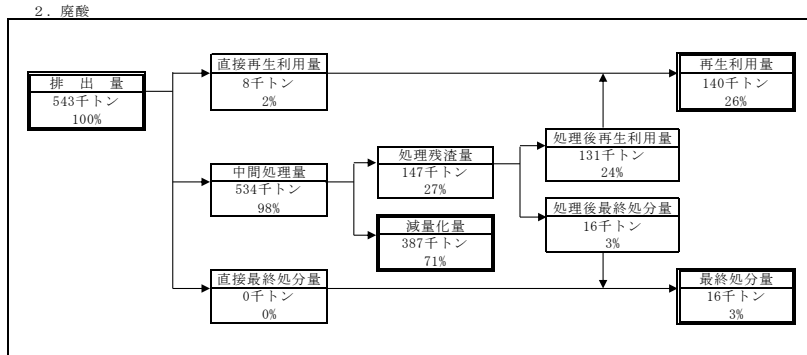
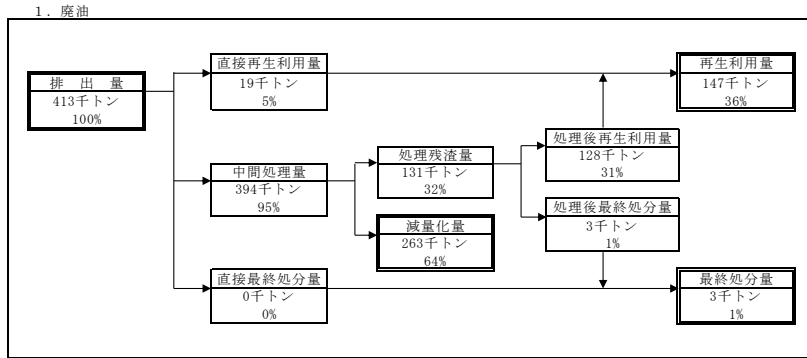
* 産業廃棄物 (特別産業廃棄物を含む) の種類別処理処分量を記入してください。
 * 産業廃棄物は発生から最終処分までの種類が変更されないものとして記入してください。
 * 排出量が「0 (ゼロ)」の場合「O」と明記し、未調査による不明箇所は空欄としてください。
 * 処理区分はフロー図のとおりで回答してください。取りまとめ上、処理区分が自己処理、委託処理の間に記入している場合は、下表右欄にある所定の欄に記入してください。
 * フロー図の処理状況が適用できない場合は、真番処理で実施した措置の処理状況を添付してください。

フロー図の項目 廃棄物の種類	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	委託中間処理量		委託最終処分量		(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	合計量で把握している場合はこへ記入する。	
														前5 月	前6 月	前5 月	前6 月						前 年	前 年
燃え殻																								
汚泥																								
廃油																								
廃酸																								
廃アルカリ																								
廃プラスチック類																								
紙くず																								
木くず																								
繊維くず																								
動植物性残渣																								
動物系固形不要物																								
ゴムくず																								
金属くず																								
ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず																								
ガラス含有																								
紙さい																								
がれき類																								
動物のふん尿 ⁽⁸⁾																								
動物の死体																								
ばいじん																								

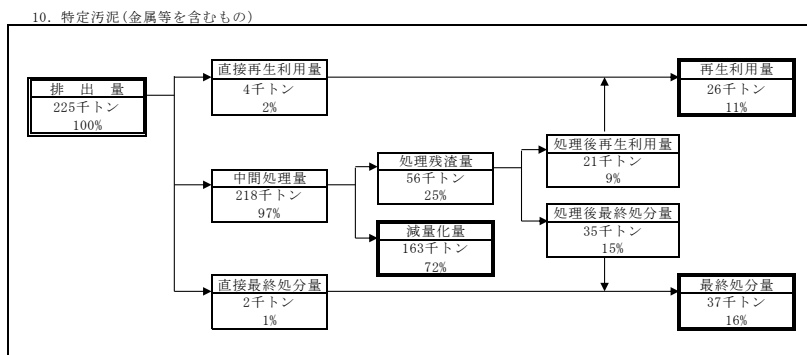
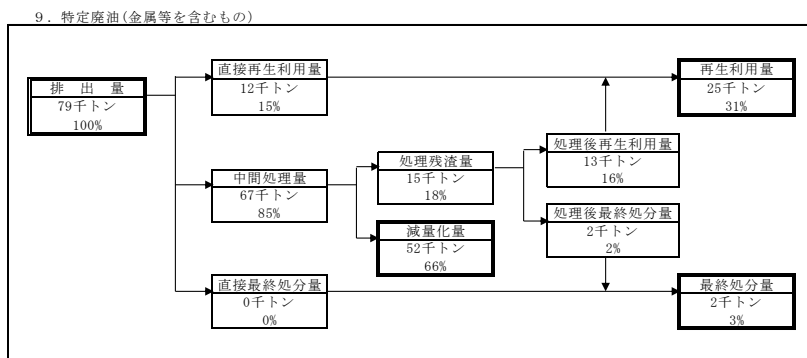
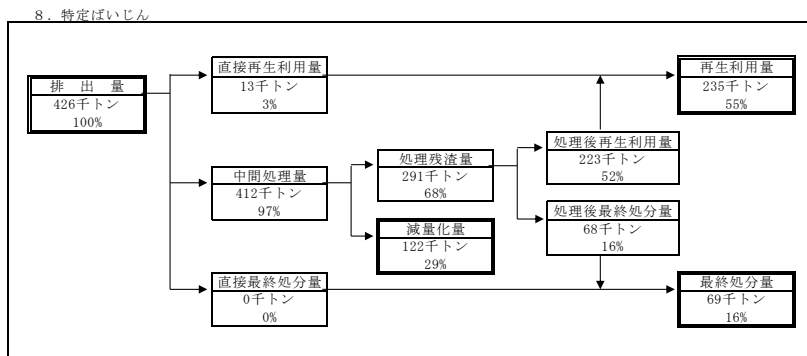
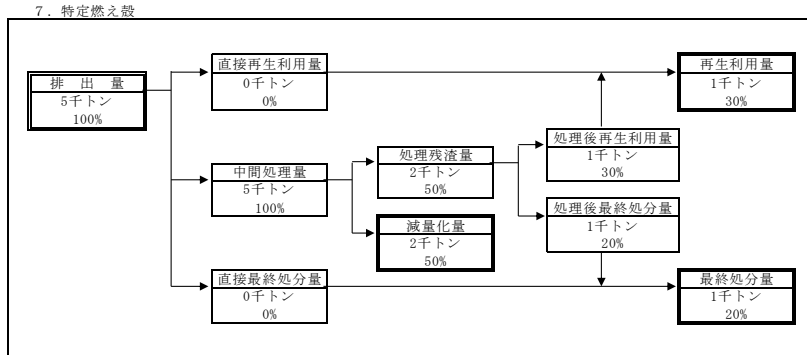
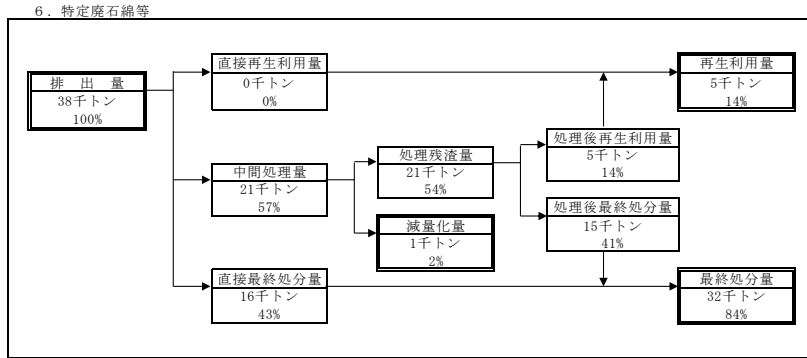
(8) 動物のふん尿における再生利用及び中間処理についての考え方は以下のとおり。
 ・再生利用(たい肥)として利用、生ふんのまじり飼用、たい肥化の過程における水分減少、浄化処理、等
 ・中間処理(畜舎内における水分蒸発、焼却施設における焼却処理、等)

II. 活動量指標

IX. 産業廃棄物の種類別処理状況フロー

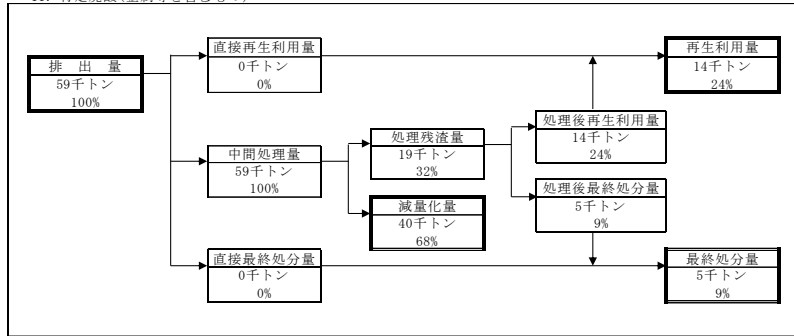


※各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。

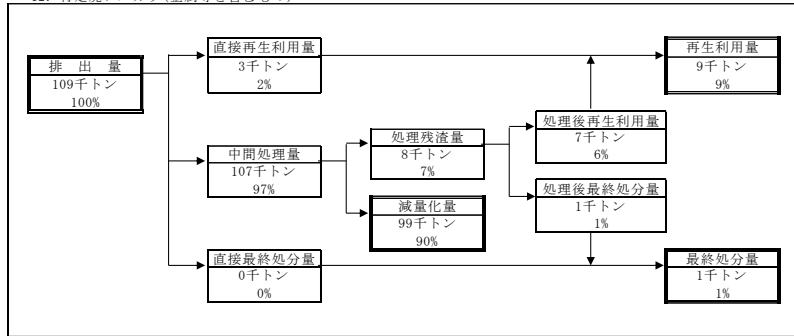


※各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。

11. 特定廃酸(金属等を含むもの)



12. 特定廃アルカリ(金属等を含むもの)



※各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。

リサイクル適正の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。